

Title	Edward II治世期に於ける"Bastard Feudalism" : Lancaster伯 Thomasの事例を中心にして
Sub Title	"Bastard Feudalism" under the Reign of Edward II
Author	上島, 和彦(Uejima, Kazuhiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1986
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.55, No.2/3 (1986. 1) ,p.31(145)- 70(184)
JaLC DOI	
Abstract	About fifty years ago, K.B.McFarlane wrote his pioneer works on "Bastard Feudalism", in which he describes the patronage relationship that existed between lords and retainers. Stimulated by his works on this topic, many monographs on medieval noble society have since been published. Referring to the relevant literature, attempt to clarify the role of bastard fendalism in the regin of Edward II, a period which corresponds with the early stage of this phenomenon. In particular, I focus on the case of Thomas, earl of Lancaster. Bastard feudalism, like other social phenomena, reflected the particular age and changed its character with time. In this paper I discuss four questions: (1) How did the system of noble patronage work, and to what degree was it effective for the manipulation of parliamentary seats and royal offices? (2) To what degree was the royal judicial power controlled by the lords ? (3) Had the military aspect of bastard feudalism already developed in the reign of Edward II ? (4) What was the role of retainers in managing the land of their lords? Did this role change in lateir ages, and, if so, what was the reason for the change ? The conclusion of this four-point discussion is that a major part of the function of bastard feudalism had already developed by the time of Edward II. There were, however, certain undei-developed aspects owing to the immaturity of the administrative system on which it was to rely. Furthermore, its role was not always visible because there still remained the roles played by servants who were not, strictly speaking, retainers unril a later age. Therefore, it can be said that bastard feudalism under the reign of Edward II was not identical to that form idealised by K.B.McFarlane.
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19860100-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Edward II 治世期に於ける “Bastard Feudalism”

—Lancaster 伯 Thomas の事例を中心にして—

上 島 和 彦

序

- I 時代の概観と Lancaster 伯 Thomas
- II Lancaster 伯と扈從達
- III Edward II 治世期の “Bastard Feudalism” の性格
 - A 議会、行政機構との結び付き
 - B 司法機構との結び付き
 - C 軍事的役割
 - D 土地を巡る “Bastard Feudalism” の機能
- IV 結語

序

イングランド中世を通じて国制の中枢をなしていたのは封建制であった。ところが中世も後半になり、社会が変質して封建制の本来的な機能が衰退してくると、封土の媒介を前提とせず、貨幣の給付や国家の行政、司法機構に於ける

る地位、権力を本質とした保護、被保護の関係が生じた。歴史家によって “Bastard Feudalism” (以後BFと略記) と呼称された関係である。この関係を規定したものは、大概、主君 lord と扈從 retainer の互いの必要であったため、その中にはバラ戦争という形で発現したような秩序破壊の可能が秘められていた。しかし封建制が活力を失った当時のイングランド社会には、その存在が不可欠であり、BFは三〇〇年以上の長きにわたる生命を持ち得たのだった。

中世から近代と呼ばれる時代へと移行するこの長い年月の間、BFそれ自体の性格にも変化がみられるのではなからうか、という素朴な問いが本論の端緒であった。蓋し、一つの制度(社会慣行)は時代を映し、その時代に適合した形に変容するものであろうから、本質的に軍事的農業的な社会であった Edward I 治期のBFと、商業化、都市

化が進展し、市民社会の息吹が感じられるテューダー朝のそれとが全く同じ性格、機能を持つ筈はない⁽¹⁾。このような問題関心の下、本論ではパイオニアである K. B. McFarlane によって提示された BF のいわば「理念型」⁽²⁾ が十四世紀初頭、Edward II 治下 (一三〇七—一六) という割合早い時期に如何なる状態にあったのか、McFarlane 以降にあらわれた個別研究の白眉 J. R. Maddicott の *Thomas of Lancaster* ⁽³⁾ を中心に、その他の貴族社会研究の成果を外延として一つの時代の相を浮き彫りにしてみたい。

そのためプロセスとして本論は以下の構成をとる。第 I 章では必要な予備手続として Edward II 治世という時代と Lancaster 伯 Thomas の人物が手短かにスケッチされ、第 II 章で彼との関係に入った扈從がどのような人物であったのか、その身分、出身、伯との関係の安定性が明らかにされる。第 III 章が展開であって、そこでこの時代の BF の機能が如何なるものであったかが論じられる。

註

(1) BF それ自体の変化が、社会構造上の変化とパラレルなものであると云う着眼点は、既に W. H. Dunham, *Lord Hastings' Indentured Retainers 1461-83* (New Haven, 1955). 特記 pp. 52-3. 参照。

(2) K. B. McFarlane, 'Bastard Feudalism', *B. I. H. R.* xx

(1945); do., 'Parliament and Bastard Feudalism', *T. R. H. S.* 4th ser. xxxvi (1944). 両論文共、彼の死後門下生によって編集出版された四冊目の論文集 *England in the Fifteenth Century* (London, 1981). に収められた。

(3) J. R. Maddicott, *Thomas of Lancaster* (Oxford, 1970); do., 'Thomas of Lancaster and Sir Robert Holland: a study in noble patronage', *E. H. R.* lxxxvi (1971).

(4) 中世末期全般については、一九五三年の Ford 記念講義と関連の遺稿を集めた K. B. McFarlane, *The Nobility of Later Medieval England* (Oxford, 1973). 一四世紀については G. A. Holmes, *The Estates of the Higher Nobility in Fourteenth Century England* (Cambridge, 1957). Edward II 治世は Richard II 治世と並んで活発な研究の対象となった時代である。Maddicott による Lancaster 伯の研究の他には J. R. S. Phillips, *Aymer de Valence, Earl of Pembroke* (Oxford, 1972). が重要な文献である。更に一九八〇年代に入ると、治世末の寵臣 Despenser 親子の研究として S. L. Waugh, 'For King, Country, and Patron', *J. of British Studies* xxii (1983); N. Saul, 'The Despensers and the downfall of Edward II', *E. H. R.* xcix (1984). があふれた。これらが同時代に於ける比較の材料を叩きつけてくれたのが、時間軸を逆の順序で Lancaster 家を都合よく扱った S. Armitage-Smith の *John of Gaunt* (London, 1904). 及び R. Somerville の *History of*

the Duchy of Lancaster, vol. i (London, 1953). として
初代 Lancaster 公となった Henry of Grosmont の研究
として K. Fowler, King's Lieutenant (London, 1969). が
ある。

I 時代の概観⁽¹⁾と Lancaster 伯 Thomas

Edward II 治世は古く Tout らによって一つの転回点
であるとされてきた。前王 Edward I の治世が対ウェー
ルズ、対スコットランド戦に勝利を収め、国内的にも王権
の伸張著るしく、中世イングランド王権の絶頂期であった
のに対し、息子 Edward II の時代は前の時代の反動(財
政的・政治的・軍事的)が来る。国王自身の意志薄弱で、
たえず側に寵人を近づけたがるという性質は、諸侯の反感
を惹起し、彼等は改革勅令 Ordinance と呼ばれる政治綱
領を掲げ、国王行政の改革(悪しき助言者の追放)を要求
して国王と対立し政治危機を繰り返す。

軍事面では、対スコットランド戦が基調音をなす。Ed-
ward I によって征服されたかにみえたスコットランドに
Robert Bruce なる人物が現はれ、自ら王と名乗ってイン
グランドに対して独立を要求し、たびたびイングランドに
侵入して国境住民を悩ませていた。戦争のための課税と物
資の強制的徴用は地方の経済を圧迫し、一三二四年から三

Edward II 治世期に於ける Bastard Feudalism

年間にわたってイングランドを襲った大飢饉は住民の窮迫
をつのらせた。

国制の発展の中心は議会であった。Edward I の治世
期、揺籃期にあった議会は、Edward III の時期にその構
成、組織、機能が確定するのだが、⁽²⁾二つの治世の中間にあ
った Edward II 治世は今後の発展方向を決めた時期とし
て重要であり、この時期、この様に方向が定まったのに
は、国王派と諸侯派の政争、及び戦争の圧力が大きく鍵を
握っている。又、国制発展のもう一本の柱として、行政改
革を忘れてはならないだろう。即ち、この時期には、過去
一世紀の間に成長してきた諸々の行政機構や裁判所の間を
整理し、各々の職務分野を画定しようとする試みがなされ
たのであった。こうした議会、行政機構といったフォーマ
ルな組織が整備されていく時において、土地保有上の絆と
いう基盤を持たないBFのインフォーマルな主従関係が、
どの様に働くのか、これが本論の一つの大きなテーマであ
る。

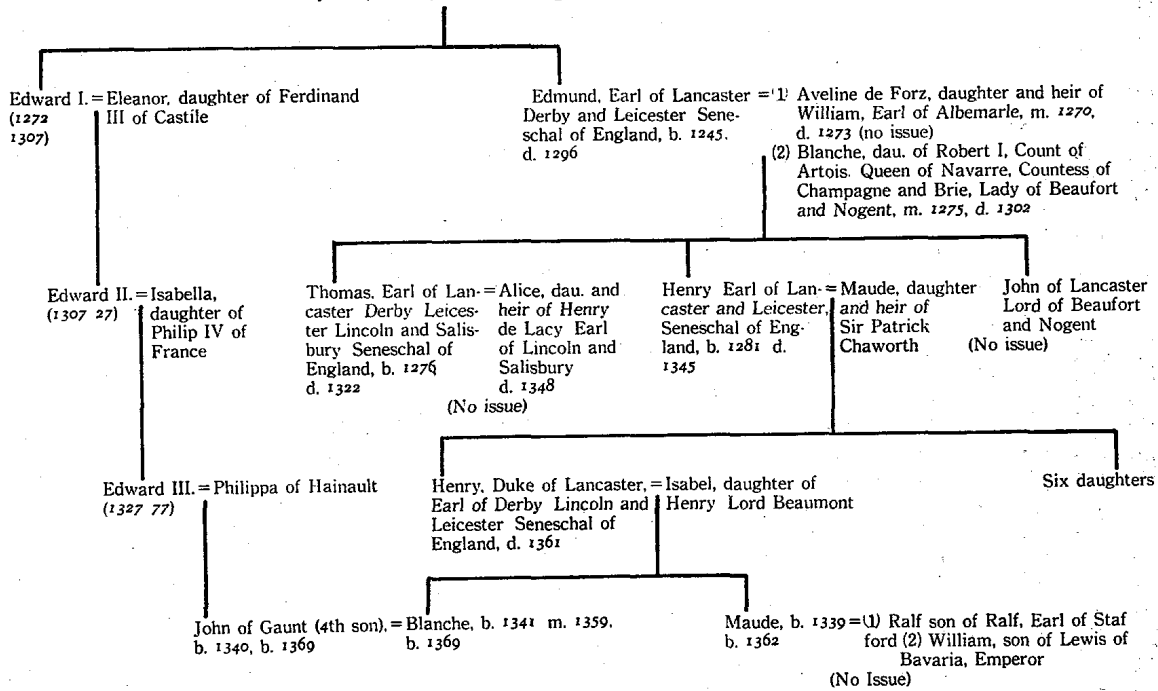
次に Thomas of Lancaster の人物について触れる⁽³⁾。
彼は Edward I の弟でも Lancaster 伯 Edmund と
Champagne 伯 Navarre 王 Henri の未亡人であった
Blanche of Artois の間に一二七七年頃生まれた。つま
り、Edward I は伯父、Edward II は従兄にあたる訳で

ある。母親 Blanche と Henri de Navarre の間に生まれた異父姉の Joan がフランス王 Philip IV に嫁ぎ、Louis X, Philip V, Charles IV とつた歴代のフランス王の母にあたるため、フランス王家とも強い血縁関係にあった。彼の権力の基盤となったものは高貴な生れ許りではなかった。父親からは家産として、Lancaster 伯領、Derby 伯領、Leicester 伯領を世襲した彼は、Edward II 治世の伯中で最長老にあたる Lincoln 伯 Henry の娘、Alice と結婚し、一三二一年二月の Henry 死後は彼の Lincoln 伯領と Salisbury 伯領の二つを併せ、名実共にイングランド随一の貴族になった。Edward II 治世初頭には、親王的だったようであるが、国王の最初の寵臣で、ガスコーニュ出身の Piers Gaveston の追放を巡る問題の中で、一三〇八年頃宮廷を離れ、諸侯派に立場を変え、生まれと権力によってその指導者になった。その後、対立と一時的な和解、妥協を国王との間に繰り返しながら一三二二年、遂に国王と最終的に決裂し、Borough-bridge の戦いで敗れ、捕えられ、斬首された。

註

(1) この時代に関する古典的著作として T. F. Tout, *The Place of the Reign of Edward II in English History* (2nd edn., Manchester, 1936); J. C. Davies, *The Bar-*

I. THE HOUSE OF LANCASTER
Henry III. (1216 72) = Eleanor daughter of Raymond VI, Count of Provence



(S. Armitage-Smith, op. cit., p. 21 より)

nial Opposition to Edward II (Cambridge, 1918). これらの王権側からみた政治行政史に対して、MaddicottやPhillipsの研究は貴族の側から光を当てたもので、彼等の政治行動を大きく左右した要因として、家臣や扈従、領地に関する考慮を分析している。尚最近治世末期に対する関心が高まった。Dispenser 親子に関する研究もその一環であるが、治世末期の財務府を中心とした行政改革が、計画的なものではなく王のどん欲の結果であったとしたN. Fryde, *The Tyranny and Fall of Edward II* (Cambridge, 1979). 同テーマを扱ったM. Buck, *Politics, Finance and the Church in the Reign of Edward II* (Cambridge, 1983).

(2) 城戸毅『マグナ・カルタの世紀』(東京大学出版会 1980), p. 261. 参照。

(3) *Thomas of Lancaster* の本文及びD. N. B. の記事を参考にした。

II Lancaster 伯と扈従達 retainers

伯と主従の契約を結び、その扈従となったものは一体どんな人物であったのか、いや、どんな人物を以って我々が扈従と呼ぶのかこの点を先づ明らかにしたい。一般にretainer という言葉は、これ迄も何の断わりもなく、屢々使用され、恰も統一された定義があるかのような印象を与えてきた。しかし実際の所、歴史家が用いている史料に

よって制約を受け、時代によっても微妙に変化しているので、具体的な個々の貴族の扈従を確定するにあたっては歴史家の判断に委ねられていると考えた方が良い。

Maddicott が Lancaster 伯の扈従を確定する際に用いた史料は以下の通りである。⁽¹⁾ 先づ、インデンチュア。周知の通り、BF 契約を結ぶ最も正式な文書であるが、伯の場合四通しか現存せず、契約に言及した文書も六件しかない。⁽²⁾ だが扈従の名を記した他の史料には事欠かない。伯の死後、彼の居城で発見された文書庫には、勤務を提供する代わりに土地や年金を与えられた人物のリスト、Edward⁽³⁾「治世末に逆上る、遠征参加人員のリストがある。伯が戦役で保護を要求したもののリストも残っている。一三一八—一九九年の伯の納戸部会計記録 wardrobe account 及び宮廷出納記録簿 household book は当該年の議会と対スコットランド遠征に召集されたものの内、伯の宮廷で扶持を得ていたもののリストを載せている。一三〇九年の Dunstable トーナメントの出席表は、その中の最大構成要素が伯の扈従であったことを示している。⁽⁴⁾ (当時トーナメントは、貴族や騎士が何の嫌疑を醸すことなく集合できる場所であり、そこで国政改革の案が練られていたと考られる)。その他、数々の証書や国王の発した赦免状が残っており、一三二二年 Boroughbridge の戦いの後、Lancaster 伯

の所領が王権に没収されたことと、一三九九年 Lancaster 公 Henry of Bolingbroke が王位を篡奪し、ために同家の記録が公文書として残ったという二つの偶然が、歴史家に John of Gaunt 以前では最も豊富な史料を与えてくれる。

しかし、このような史料から確定された扈従が、どうしても軍務提供を約した貴族、騎士、郷士中心になるのは已むを得ない。広義の扈従として理解される概念の中には貴族の家職、法律家、荘官、当面の扶持にありつくために私兵として働いたものも含まれるし、例えば十四世紀後半の John of Gaunt のインデンチュアの中には医者、牧師、鷹匠、料理人、歌手の如き人物と交わされたものもある。

これらは、後年のサージェント封衰退の結果であろうと考えられるが、Thomas のインデンチュアにはそのような人々との間に交わされたものはなく、入手しうる情報は封建的身分を下へ行けば行く程希薄になり、ある人を扈従だと断定するのを許さないのであって、筆者の論述も必然的にその制約を免れない。

史料から名前の判る約六〇名の扈従の内、Maddicott は説明の為三〇名をサンプルとして抽出し（必要な時にはそれ以外の情報も入る）、彼らの社会的地位、地理的分布、家族関係等を分析している。彼の描述に従ってその粗方を示し、伯の扈従団のもつ特殊性と時代性を他の貴族の事

例との比較においてみてみよう。

社会的地位はどうであったか。封建的階梯の最上層にある伯の内、二乃至三人が或る時期 Lancaster 伯と主従の契約を結んだ。Surrey 伯、Angus 伯そしてスコットランドの Athol 伯である。三人の内では Surrey 伯のみが伯という第一級のランクにふさわしい実力を備えていたが、それでもこの三人は残りの扈従から比べると、はるかに富裕かつ強大であった。次いで個人宛ての令状で議会に召集される Baron by writ は九人。尤も伯と関係を持っていた期間に召集を受けたのは次の五人である。

John de Clavering, Fulk Fitzwarin, William Latimer, Robert Holland, Nicholas de Segrave. 当時、議会への召集令状を得るにはそれに見合った収入を持つていなければならなかったから、彼等五人は Thomas の従者の中でも、伯身分の者を除くと最も広い土地を持ち（一人平均十二マナー）富裕であったと云えよう。例え一時的とは云え、これら伯、バロンと主従の関係を結ぶことができたのは、貴族中の第一人者であるという Lancaster 伯の力量故であり、この点では、二人の伯（内一人は実子）、将来の Suffolk 伯 Michael de la Pole らを召し抱えていた John of Gaunt 同様、Thomas は特殊な存在であった。

その下には騎士の身分が来る。このクラスは平均三つのマナーを保有していたが、中には殆んど一つのマナーしか有さず、当時増々、金のかかるものになっていた騎士身分の地位を維持できないのではないかと思わせる。John de Clif, Adam de Everingham of Birkin, Robert de Regate の三人である。彼等に共通しているのは何れも Lancaster 伯の勢力基盤 Yorkshire 出身だということであり、伯が居城 Pontefract に長期滞在したため、一種領邦的な圧力が彼等を伯の規程に魅き付けたのであろう。遠くの州から伯に出仕して昇進の機会を窺っている騎士とは異って、彼ら小さき者が伯との関係に入ることは半ば当然であった。⁽¹¹⁾ 確かにBFの間係は、最終的には両契約当事者の自由意志によって選り取られ、土地保有の伝統も、有力者が傍に居るといった地域性も決して人を不可避に関係へと強制するものではない。又、州の中にはBFの親分子分的な関係だけでは還元されない共同体が息づいていたことも最近の研究は指摘している。⁽¹²⁾ だが伯から受ける報酬が年収の1/4~1/3を占めるといふ三人にとって伯との主従関係は大きな魅力であったから、伯の敗北が動かし難いものになっても尚忠実であった。

扈従の所領の地理的分布は Lancaster 伯の勢力範囲を反映していた。⁽¹³⁾ サンプル三〇人中、九人がミッドランド

Edward II 治世期に於ける "Bastard Feudalism"

(Derby, Leicester, Lincoln, Nottingham, Stafford) と屋敷や最大の所領を持ち、六人が Bedford, Buckingham, Hereford, Hertford, Northampton, Oxford, Suffolk, Warwick とつた南ミッドランドからイーストアングリアに至る地域を中心とし、六人が Yorkshire 人、四人が北部地方の出身者で Northumberland, Durham, Cumberland, Westmorland に所領を持っていた。Lancashire に利害を持っていたのは三人であり、ウェールズ辺境の住人が三人。伯の全然関っていない州に土地を持っていたのはこの辺境住民二名を含めた合計三人にしか過ぎない。Maddicott はこの結果に関して、個人的な印象として Yorkshire 人の占める割合は、実際はもっと多い筈だと付言しているが、それも中央から遠ざかろうとする伯の遠心的な性格のためである。伯の扈従団の一つの大きな特徴は、このように伯の勢力基盤に根ざしていたということであり、同時代人でありながら、国王の信頼厚く、たびたび外交交渉を任されていた Pembroke 伯の扈従団には地域性が希薄であるし、⁽¹⁴⁾ 治世後半の寵臣として中央権力の中枢にあった Despenser 親子のそれは、彼等の権力掌握と共に、その分け前に与ろうとする数多の人士を集め、次第にさながら全国区の様相を呈していた。⁽¹⁵⁾

B Fの紐帯は従来の史家によって社会の安定を破るもの、少くとも、それを統御する能力を欠いた王の治世においては混乱を生み出す一要素だと考えられてきた。⁽¹⁶⁾ Thomasの場合はどうか。扈従たちが彼に仕えた期間は表(本章注(6))が示す通り、おおむね長期だった。⁽¹⁷⁾ 数名の者は伯との関係に入る前に彼の義理の父 Lincoln 伯の従者であったし、伯自身の騎士の中では我々が拠っているサンプルの内六人 (Barrington, Clif, Cully, Fitznel, Haverington, Lymsey) が少くとも十五年間仕え、六人 (Evingham, Huddleston, Lestrangle, Stephen and Nicholas de Segrave, Twyford) が九十五年勤務した。その他三十四年間も Lancaster 家に仕えた騎士もおり、Sir Robert Holland は Boroughbridge で伯を裏切り、国王方に付くがそれまでの二十四年間出仕していた。勤務の期間がかくも長いものであったということは伯が扈従に対して悪い主人でなかったことを教えてくれる。伯の扈従団は、その内部で時に伯の恩顧を巡った争いが無かった訳ではないが、⁽¹⁸⁾ 通常の場合充分信頼に足るものであり、一三二一—二二年の大団円の時には、彼の許を離れた例は殆んど無いし、その絶望的な時に於いてさえ、かなりの扈従が忠実であり続け、伯の処刑後も一時国外へ逃亡して、彼の弟である次の伯 Henry に仕えた人物も居た。

又、十四世紀後半、十五世紀には屢々問題となる他の諸侯との二重契約も Thomas の場合少ない。伯との関係以前、伯の死後、他の諸侯との関係に入ったものはあるが、伯に勤務しつつ他者から報酬を得ていたものは、現在の史料で確認されうる限り以下の事例だけである。⁽¹⁹⁾ (1) 一三一九年 Robert Holland は Hugh Audley と Bartholomew Badlesmere の仕着せ (B F関係の外的表示) をうけた。但し、この行為は伯自身の宮廷で行なわれたものであり、主人の認めたものであったと思われる。(2) Pickering の代官 John Dalton は Henry Percy の未亡人から仕着せを受けていたので Boroughbridge 後、当時伯側で戦ったにも拘らず、国王から大赦を得た。(3) Richard Maraduke は二代にわたる Durham 司教の騎士であり、一三二一年以降は、その評議会のメンバー、一三二四年以降は司教区の土地管理人であったが Lancaster 伯のマネーから巨額の報酬も得ていた。

他の諸侯の場合も相似た状況であり、Lancaster 伯のみが強大な権力を後継者として忠誠を勝ち得ていたのではなかったらしい。Pembroke 伯の扈従の中では、Lancaster の弟 Henry 伯に同時に仕えた騎士、主人を三人代えた書記の例があるものの、扈従と伯の結んだ契約期間は、一時的な軍務契約によるものの他は、安定した要素が強く、

Lancaster 伯の扈従のそれと同じような傾向を示した。⁽²⁰⁾
N. Saul も Gloucestershire に於ける調査の結果から、
同州に関しては、Richard II の治世迄には人が沢山の主人から俸禄を集めたがるようになるもの、十四世紀前半にあっては、幾人かの史家をしてBFの「不安定さ」とか
こち言を言わしめた「移ろいやすい関係」はないようだと
書いている。⁽²¹⁾ この問題について一般的な結論を出すには時機尚早である。他の貴族、地域に関する研究の蓄積がまだ必要であろうし、Lancaster 伯の事例でも、より丹念な調査をすれば二重契約の跡が辿れる可能性は多分にある。
しかし現今の我々の事例でみる限り、この時代のBFは、少くとも一三二二年の内乱以前に関しては、従来云われていたように安定性を欠いたものではなかった。

原因として、Lancaster 伯の場合には伯の権力の強さ、そこから得られる報酬、利益の大きさということでも説明できよう。その他扈従団それ自体の団結、統一感といった要素も働いている。当時、主人の側と同様、扈従の側でも自己の土地を保全、拡大することが一大事であった。従って彼らは信頼できる結婚の相手、土地譲渡のパートナー、証書の証人を慎重に探したが、それが最も確実にみつかるのが同じ主人の旗の下、一つの共同体を形成した扈従団の内であった。⁽²²⁾ Lancaster 伯の例でも、そして地域性が希

Edward II 治世期に於ける "Bastard Feudalism"

薄だと云われる Pembroke 伯の例でも結婚関係、親族関係によって扈従団の連帯が強まり、結果的に伯に対する関係が強化されたことが検証されている。⁽²³⁾

McFarlane が主に John of Gaunt の事例によって示したように、⁽²⁴⁾ このような安定感（相対的な意味に於ける）が世紀後半になって大きく揺らぐのだとすれば、それは Edward II 治世末、或いは Richard II 治世といった政治的危機を通じて、扈従達が旗幟を鮮明にして一人の主人の下で務めあげることの危険さを身をもって感じ取っていたからであろうし、百年戦争期、傭兵隊長の下での軍役が扈従達の心の内に潜む企業家心に火をつけたせいかもしれない。Edward III 以降、インデンチュアの数が増大し、その契約内容が増々事細かになっていくのは、一つには、移ろいやすくなった契約関係を何とか持ちこたえさせようとした貴族たちの苦心の顕われであった。

註

(1) Maddicott, *Thomas of Lancaster*, pp. 40-43.

(2) 最も正式ではあるが、最も伯に近い従者が、この契約文書を取り交わしていないことに注目する必要がある。例えば伯の友人とも云うべき Sir Robert Holland もその一人。偶然の作用で文書が残らなかったのかもしれないが、恐らく厳密な拘束規定を盛り込んだ契約を交わし、形式を付け加える

必要がなかったであろう。六件の言及の内、五件は伯と王との緊張が高まって関係修復のため教皇使節らによって弥縫の試みが為されていた一三一七年に結ばれていることを記し (ibid., p. 203.)、残りの一つは一三一九年五月に結ばれている。これは当時試みられた対スコットランド遠征の為、手勢を拡大するためであったと考えられる。何れも拘束が必要な事態であった。今、試みに York の旗持ち騎士との間に結ばれ、唯一オリジナルで現存するインデンチュアを要訳し、紹介しよう。文書は以下の項目に分けられる。〔一〕契約者……このインデンチュアは Lancaster と Leicester の伯であり、イングリッド宮宰 Seneschal Dengleterre である Thomas と Sir William Latimer との間に契約が為されたことを証するものである。〔二〕報酬……伯は割符となったこの証書によつて William と Sedgebrook (Lincs.) のマナーを一生涯の間、年 20 mark と Raund (Northants.) から、\$33. 4s. 0d. と Huntington から、\$40 と Godmanchester (Hunts.) から与え認めるものである。〔三〕軍事義務……報酬を受け取る代わりに William は一生の間、和戦を問わず奉仕を提供する。イングリッド、スコットランド、アイルランド、ウェールズに於いて、国王に対する忠順を除いて、他の余人に対しては伯の側に立って戦う。四〇人の完全歩装の兵士を供出するが、その内の一人は、自分以外の旗持ちの騎士、一〇人は騎士である。戦場に於いて、自らの宮廷を維持するために年々 1,000 を受ける。戦場のその他の諸経費に就

いてはスコットランド、アイルランドとの戦いでは一〇週分、ウェールズとの戦いについては四〇日分をもちょう。馬の装備、又勤務中に失った馬匹の補償を得る。〔四〕平時義務……平時に於いては伯の仕着せ robes をうけ、伯に令状によって召集された時は議会に赴く。又、伯に助言を与えるために伺候する義務を負う。〔五〕附帯条件……地代の支払が遅滞した時、Latimer は土地保有者 tenant の土地を差し押さえることができる。Latimer の側に義務の欠怠があれば、伯はこれら Latimer の土地と地代を回復する。伯とその後継者は Latimer を何人からも守るものである。〔六〕日付と証書の証人。〔この文書の全文は Holmes, op. cit., pp. 122-3.〕

(3) ibid. はこれらのリストも載せている。pp. 134-42. 只 Maddicott はこの中の全ての人物を扈従だと確定している訳ではない。

(4) Maddicott, *Thomas of Lancaster*, pp. 101-2.

(5) McFarlane, 'Bastard Feudalism', pp. 166-7.

(6) この三〇名については Maddicott が Oxford 大学に提出した博士号請求論文に簡単な伝記が付けられている。 *Thomas of Lancaster, 1307-22*. (Oxford D. Phil. thesis, 1967, deposited in the Bodleian Library), Appendix 4, pp. 542-559. 筆者は博士の御厚意により複写、利用の機会を与えられた。記して謝する共に、ここにその伝記の表化を試みる。〔表の見方〕五つのコラムがある。左端は扈従の氏名。次はその人物が Lancaster 伯に仕えた期間を棒グラフで示

Name	Period of Service with Lancaster																			Personal Service	Royal Service	Other Relations	
	1303	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21				22
Philip de Barrington																					Mil, W Cons.	MP (1305).	
John Bek																					Mil, W. Cst.		
John de Clavering																					Mil, R.		Earl of Lincoln (1286).
John de Clif																					Mil, R		
John de Creting																					Mil, R.		
Hugh de Cuilly																					Mil, R. Cons. EM.	MP. (1314).	
John de Eure																					Mil. I. R.	MP, Sh, Esch. Hkt, Com, Jst. (1307).	
Adam de Everingham of Birkby																					Mil, R, T	Sh, (1324).	
Robert Fitzneel																					Mil, R.	MP, Sh, Jst. (1313).	
Fulk Fitzwarin																					Mil, R.	Cons, (1322).	
John de Haverington																					Mil, R, W.	Com, (1316).	Earl of Lincoln (1292).

Name	Period of Service with Lancaster																			Personal Service	Royal Service	Other Relations	
	1303	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21				22
Adam de Huddleston																					Mil, W. R.	Sh, (1322).	Earl of Lincoln (1292).
William Latimer																					Mil, W. I.	Cst, Keeper of York, (1309).	Earl of Warwick (1309).
Fulk Lestrangle																					Mil, W.	Jst, Seneshal of Aquitaine, (1309).	
Nicholas de Longford																					Mil, R, T	MP, Sh, (1322).	
Tomas de Longvillers																					Mil, R.	MP, Sh, (1319).	
Peter de Lymesey																					Mil, R.	MP, Com, Sh, Hkt, (1316).	
Richard Marmaduke																					Mil, R.		Bishops of Durham (1309).
Hugh de Meynill																					Mil, I.	Com, Jst, MP. (1318).	
Edmund de Neville																					Mil, R.	Sh, MP, Jst, Com, (1315).	
Griffin de la Pole																					Mil, W.		
Robert de Reygate																					Mil, I.	Jst, (1327).	

Name	Period of Service with Lancaster																				Personal Service	Royal Service	Other Relations
	1303	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22			
William de Roos of Ingmanthorp																					Mil. R.		
Nicholas Segrave																					Mil.	Marshal, Cst. (1308).	
Stephen Segrave																					Mil. W. R.	Com. Cons. (1322).	
Adam de Swillington																					Mil. I.	Sh. (1324).	
Roger de Swinnerton																					Mil. W. R.	Hkt. Cst. (1317).	
William Tuchet																					Mil. R.	Hkt. (1313).	
John de Twyford																					Mil. W. R.	MP. Com.	Henry of Lancaster (1328).
Thomas Wither																					Mil.		Henry of Lancaster (1328).

す。グラフは文書史料によって関係が跡づけられるものだけを示しており、途中一年位の空白があっても関係は継続していたと考える方が自然であろう。破線で示されているのは、それ以前の遠征に参加した旨の叙述があるものの、具体的な年が不明であるもの。グラフ最後の×印は Boroughbridge で伯を裏切り、国王側に寝返ったことを示す。第三のコラムは、伯と扈従の関係が如何なる種類のものであったかを示し、第四のコラムは扈従が、国王に対して、どの様な役割を果たしているのかを示したものである(表中の略号については下記)。第四コラムの()内の年は国王の職務に初めて就いた年である。右端のコラムは、扈従に伯とは別の主人が居たか、どうかを示すものであり、()内の年は、その主人との関係に入った年。

〔三・四コラムの略号〕

3 : Cons 伯の城の城代、Cst 管財人、EM 荘官、I 伯と取り交わしたインデンチュアが残っているもの、Mil 軍役奉仕、遠征に参加、R 伯からの封禄として、地代収入、年金を受けとったことが確認されるもの、H 伯との封建的關係によって土地を保有するもの、W 証書の証人。

4 : Com 徴兵担当官、Cons 王城の城代、Cst 管財人、Esch 没収担当官、Jst 刑事巡回裁判官、Hkt 宮中騎士、MP 庶民院議員、Sh 州長官。

(7) Maddicott, *Thomas of Lancaster*, p. 56; Holmes, op. cit., pp. 140-42.

- (80) Lancaster 伯と戦時に於て八〇人の兵員を供給する契約を結ぶ。一三〇九年の Dunstable トーナメントにて Lancaster 伯の支払うを得し出席。但し二人の伯の間は後に険悪な噂の噂も。この間の事情については Tout, op. cit., pp. 99, 108; Somerville, op. cit., p. 26.
- (81) Maddicott, *Thomas of Lancaster*, pp. 56-7. 伯の死のころへの経緯については *The Complete Peerage*, ed. D. E. Cokayne, revised by Vicary Gibbs 等 (London, 1910-57). の各々の記事を参照。
- (82) S. Armitage-Smith, op. cit., p. 440.
- (83) Maddicott, *Thomas of Lancaster*, pp. 57-8.
- (84) 州を共同体として見る視角を既述した Maitland の論文 (F. Pollok and F. W. Maitland, *The History of English Law*, i (2nd edn., Cambridge, 1898), p. 534.)。McFarlane の論文でも「それについて言及した箇所があるが ('Bastard Feudalism' p. 170.)」既に注の中で「その共同体とBFの扈從団との関係を意識した研究が幾つかあるが、これら。例えば、十四世紀については J. R. Maddicott, 'The County Community and the Making of Public Opinion in Fourteenth-Century England', *T. R. H. S.* 5th ser. xxviii (1978); N. Saul, *Knights and Esquires: The Gloucestershire Gentry in the Fourteenth Century* (Oxford, 1981) の特に第四章のこの問題を参照。
- (85) Maddicott, *Thomas of Lancaster*, pp. 54-5.
- (86) 四〇〜五〇人が Pembroke 伯の恒常的な扈從だと見做されるが、その内では Pembroke 伯の palatine land 出身は六人。彼等は何れも活動的ではなかった。(J. R. S. Phillips, *Aymer de Valence*, pp. 257-9.)
- (87) N. Saul, 'The Despensers and the Downfall of Edward II', p. 9; cf. do., *Knights and Esquires*, pp. 79-80.
- (88) 前者は Stubbs 以来の伝統的見解である。例えば J. E. A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England* (London, 1937). #. 422; H. M. Cam, 'The Decline and Fall of English Feudalism', *History* xxv (1940). 後者は McFarlane や Dunham の立場を想起せられた。これらに於て BF 全般ではなくて「メンテンナンス制度の持つ安定性を最も強調しようとしたのは N. B. Lewis である。'The Organisation of Indentured Retinue in Fourteenth-Century England', *T. R. H. S.* xxviii (1945).
- (89) 以上の叙述は Maddicott, *Thomas of Lancaster*, pp. 61-2. に拠る。
- (90) 例えば Adam Banaster の話。この人物は元々 Lancaster 伯から騎士十騎を保有する従者であったが、一三二五年伯に對して乱を企てた。その主な原因が「義理の兄弟關係にあつた別の扈從 Sir Robert Holland との争い」であると Davies, op. cit., p. 504; *South Lancashire in the Reign of Edward II*, ed. G. H. Tupling (Che-

tham Soc. 3rd ser. i, 1949). pp. xlii-xlvii; Maddicott, *Thomas of Lancaster*, pp. 174-7; *Annales Paulini in the vol I of Chronicles of the Reigns of Edward I and Edward II*, ed. W. Stubbs (R. S., 1882), p. 279.

- (19) Maddicott, *Thomas of Lancaster*, pp. 64-5; (2) の事例に關しは N. Fryde, op. cit, p. 75. 參見及。
- (20) Phillips, *Aymer de Valence*, pp. 256-7.
- (21) Saul, *Knights and Esquires*, pp. 92-5.
- (22) 従来、主人と扈從という縦の關係が強調されていたBF研究に対して、扈從団内部の横の關係、機能を重視した論文として、C. Carpenter, 'The Beauchamp Affinity: a study of bastard feudalism at work' *E. H. R.* xciv (1980); 尙、我が国に於いても、一九八五年七月六日のイギリス史研究会で、東京大学の新井由紀夫氏により、同視角に立った研究報告が行なわれた。『十五世紀前半のイングランドにおける Gentry と Affinity』
- (23) Lancaster 伯のことは Maddicott, *Thomas of Lancaster* pp. 58-61; Pembroke 伯のことは Phillips, *Aymer de Valence*, p. 256.
- (24) McFarlane, 'Bastard Feudalism' pp. 173-6.

III Edward II 治世期 "Bastard Feudalism" の性格

A、議會、行政機構との結び付き

前章でその身分、出身が明らかになった扈從たちは Lancaster 伯にとって何だったのか、どのような役割を果たしたのか、それを考察することが本章の狙いである。貴族が自己の権力を確保、拡大するために従者をポストにつけ、従者の方でも自分の栄華・昇進のために主人との關係を利用する、というBFの伝統的な図式が、この時代どの程度妥当するのか、この疑問に対する答えを見つけることから始めよう。前述したように、Edward II 治世は、国家行政機構の宮内府行政、在地行政機構への二極分化が完成、整備をみる時期、議會の發展方向が定まった時期であったから、それを利用した主従關係が設定されているかもしれない。

先づ議會のバックキングはあったか。バックキングとは、貴族が中央政界に於ける発言力を強めるための手段であった、自らの息のかかった地方行政官、司法官などを扈從として下院に送り込み、彼等を通じて議會を操ったといわれている支配の一形態である。そして、中世に於いて、その最も良い例は Norfolk のジェントリであった Paston 家

の往復書簡 'Paston Letters' が示す通り Norfolk 公と Suffolk 公の例であった。⁽¹⁾

Lancaster 家の例で言うところ、我々が対象としている Thomas より半世紀後の Lancaster 公 'John of Gaunt' は一再ならず、自分の命令だけで下院議員を選出していたと思われる。このことに関しては 'John' に敵意を持って書かれた年代記 'Chronicon Anglie' を利用して書かれた Armitage-Smith の 'John of Gaunt' の記述は余りに彼の支配力を強調し過ぎていて、地方郷紳の中には、彼の膝元に居ながら、彼の権威に屈することのなかった人物も居たことを軽んじているが、それでもやはり、選挙干渉の事実自体は否めない。只、経済的側面からみても、下院議員の中には、殆んど貴族同様の家があり、法に通暁し、実務に優れて、州の敬意を集めていた彼等には John of Gaunt といった大貴族でさえ一目二目も置かねばならなかった筈であり、彼等を扈従として議会へ送り込むためには、強制よりも巧みな術策、換言すれば、彼等の仕事に見合う「良き殿様ぶり」"good lordship" が必要であった。こういった所が大体、現在の学界でコンセンサスを得られている結論であろう。⁽⁴⁾

さて、それでは Edward II 治世下の情況はどうであろうか。この時代を取り扱った研究では先づ Lapsley のも

Edward II 治世期に於ける "Bastard Feudalism"

のがある。⁽⁵⁾ 氏は Edward II 治下、政治的画期となった五つの局面、即ち一三二一年(改革勅令発布)、一三二六年(Lancaster 伯の絶頂)、一三二八年(Leake 協定の批准)⁽⁶⁾、一三三二年(Despenser 親子追放)、一三三二年(改革勅令廃止)に関し南ミッドランドの五州を対象として、選出議員の社会的、政治的背景を明らかにして、この時代の選挙にどの程度、有力者の政治的圧力が働いたのかを吟味した。その結果、(1)国王、複数の有力貴族の間で勢力が分散し圧倒的な権力者のいない州と、Pembroke 伯、Hereford 伯等の有力貴族が権威者となっている州では選挙の在り方が異なること、後者の場合には、選出に際し貴族達が無関心ではいらなかったであろうことを指摘し、(2)当時、貴族達が、議会内で決定した事項に同意を求めるため、そして好意的な世論の形成のために、時折議員選出に気を配りはしたものの、(3)自らの勢力を拡大させんとする政治的動機を以って従者の選出に一貫した試みをした跡は無いと結論付けた。

Lancaster 伯のフランチャイズ、Lancashire でも、我々の予想に反してパッキングの形跡を辿ることは難しい。Edward II の治世中に開催された全ての議会の中で、議席を占めることのできた伯の支持者は六人にしか過ぎないのである。⁽⁷⁾ その内訳は Sir Edmund Neville が四回、

Sir William Gentil が二回、残り四人が一三〇七年から伯の亡くなるまでの十四回の議会（つまり二十八議席）で六議席を占めただけである。更に、一三二五年には、伯に対する扈従の叛乱として特記すべき Banaster 蜂起の指導者たちが合計五議席も獲得していること、州選出議員の当選の連続性も欠如して、一三二二―一三二三年九月の四回の議会一三二六年一月、一三二八年一〇月、一三二〇年一〇月に議員が二人共入れ替わり、新顔が入ってきたことを考えると伯のコントロールは予想以上に小さかったと云わざるを得ない⁽⁸⁾。

これは Lancashire 以外の他の州に就いても言えることであり、同州の例を除くと六〇名近く名前の判っている扈従の中で、伯と関係を持っていた時期に選出されたのは次の八人だけであった（カッコ内は選出された州と選出された時の議会）。Peter de Lynsey (Warwickshire) 一三二六年一月、一三二〇年一〇月、John de Twyford (Derbyshire) 一三二五年一月、一三二八年一〇月、一三一九年五月、一三二一年八月、Philip de Barrington (Staffordshire) 一三〇五年二月、一三二四年二月、Richard Perrers (Leicestershire) 一三二一年一月、Hugh de Cully (Warwickshire) 一三二四年九月、一三二五年一月、William Trussell (Leicestershire)

一三二四年九月、Henry de Glastonbury (Somerset) 一三二八年一〇月、Thomas de Longviller (Nottingham) 一三一九年五月)。この内の半数である四人はたった一回、選ばれただけであった。更に否定的な証拠をあげるならば、Lancaster 伯は、一度の議会に三人もの扈従を数えたことは一三二八年の York 議会きりであり、(Twyford, Neville, Glastonbury の三人)、治世初めの頃の議会には従者を出していない。連続的に Lancaster 派の代表者を持っているような州は一つもなく、しいてそれに近い例を挙げるとすれば、一三二四年、一五年 Cully を、一三二六年に Lynsey を選んだ Warwickshire ということになる⁽⁹⁾。

この時代、少くとも Lapsley によって明らかになった南ミッドランドの諸州及び、Thomas of Lancaster の事例に関する限り、議会に於いてコモンスを左右することは重要だとは考えられていなかったようである。事実、一三二二年 Thomas が Boroughbridge の戦いで国王軍に敗れ、起訴された時の罪状にも、「多数の武装した従者を引き連れて国王の議会に現れ、議会の開催を阻止した」旨の断罪は為されているもの⁽¹⁰⁾、選挙に干渉したという記述はみられない⁽¹¹⁾。

それでは、何故、Edward II 治世下では顕著なパッキ

ング現象がみられなかったのであろうか。一つには、中央の国政の場で何が討議されようと、議員たちが選出母体の州に戻り、決定を報告した後の執行レベルで、中央での決定を妨害、遅延する自信が貴族の側にあったればこそ、敢えて州選出議員のパッキングにそれ程の腐心をする必要が無かったという説明ができる。Lancashireの話だが、当時 Lancaster 伯は世襲の州長官として、その代理人を任命⁽¹²⁾し、州の請負料 farm of the county を独占し、郡、州裁判所の収益を受け取り、郡の代官を任命する程、同州では絶大な権力を行使していたのである。かかる情況の内では、選挙干渉の必要なく中央で決まった自分に不利な決定の実行を妨害、遅延させることも可能であったろうし、それとは逆に、伯が中央で活躍していた時期（短期間ではあるが）、自分がイニシアチブを取って下した決定の遂行を、速やかならしめることができたという公算は大であり、特に、絶えず中央から離れて孤立を好んだ伯の性格は、この様な方向を指向していたと考えられる。

以上のような Lancaster 伯特有の支配体制に起因する個別的理由は別にして、もう一つ考えられる理由は議会上に於ける庶民院の地位の未確定ということである。⁽¹⁴⁾ Edward II 治世期は、諸侯反対派の活動の結果、議会から役人的分子が廃除されて、貴族が請願者からその審査者に、代わ

ってコモンズが請願者となって登場してくる時期、そしてそれに対する国王の回答がそのまま法案となり、諸侯の同意と王の裁可を得て制定法として発効するといった後の制定法手続が基礎づけられる重要な画期である。しかし、だからといって議会に出席したコモンズが、自らの力の増大を感じたのはこの時期ではなかった。それには、コモンズが共同請願という形式で提出する国民の苦情の解決と課税同意原則が結合し、コモンズは苦情の解決を条件として課税同意を与え、国王は課税同意を条件にコモンズの苦情の解決と、その法制化を図るという取り引きが一種の慣行となった Edward III 治世を待たねばならない。貴族がコモンズの有用性に気付き、何らかの手段を以って議⁽¹⁵⁾会を操ろうと考え出すのもこれ以降のことである。議会が発達途上にあつた Edward II 治下の貴族達は、パッキング等という手の込んだまことしやかな策を弄するよりも、もっとプリミティブな段階、即ち武装した扈從を引き連れて議会へ行き、力を誇示して国王に要求を吞ませる段階にあつた。一三二〇年二月勅令起草諸侯委員会 the Lords Ordiner に改革の綱領を作らせる権限を認めさせたのも、一三二一年八月、Despensers 追放を勝ち得たのも、まさに、この方法によるものだった。※(補注)

次に地方行政機構に着目する。その中で最も重要な位置を占めるのは、この時代以降の治安判事職拾頭で次第に職権が狭められてくるとは云え、依然州長官 *sheriff* であった。国王の令状を執行し、陪審員の選任をし、土地の差し押えを行い、法外追放を宣告し、州裁判所を主宰する役人である。徴兵担当官に協力して兵士も集めた。Lancaster 伯が世襲の州長官としてその代理人を任命できる *Lancashire* の場合を除外して、伯の扈従の中では六人が州長官として活躍したが、伯と関係を持っていた時期に職を得たのはたったの二人である。⁽¹⁶⁾ 即ち、Peter de Lynesey は一三二六年の二月上旬、Warwickshire, Leicestershire の州長官であり、一三二八年の三月から五月まで Shropshire 及び Staffordshire の州長官であった。William Russell は一三二四年一月～一三二六年一月まで Warwickshire, Leicestershire の州長官を務めた。後者の場合、一三二四年、Bannockburn に於ける対スコットランド戦に敗れた後、国王が伯に助言を要請し、伯が中央政府に参与して、行政改革、人事移動を行った時の任命であったが、⁽¹⁷⁾ わずかにこの二名だけでは、同職の操作に伯が興味を持っていたとは考えられない。この他には John Eure は Lancaster 伯の扈従になる以前の二二〇～二二一年、Yorkshire の州長官職にあつた、Thomas de Long-

villers, John Lilburn, John de Swinerton は伯の死後州長官となった。

Lancaster 伯の例を以って時代の典型とはし難いもので、比較の対象として Despenser 親子の例を挙げておく。彼らは Edward II 治世最後の、しかし最大の寵臣として権力をふるい、それがために一三二六年、Edward 廃位の契機となつてしまつた人物である。国王の最も近くにあつて、その意志さえあれば自分の望む者を州長官にし、中央と地方とのパイプとして使つたであろうという点で、Lancaster 伯の対極に位置する人物と云つて差しつかえなからう。確かに、彼らの扈従の中には州内に勢力基盤を持たないにも拘らず、Gloucester 州の長官職に選出されたものもあり、⁽¹⁸⁾ そこでは政治的影響力が働いたのであろう。ところが彼らの権力の全盛期にあたる一三二一年一月から一三二六年一月までの間、州長官となつた者の総数七十三名の内、明らかに彼らの扈従であつたものは八名にしか過ぎない。⁽¹⁹⁾ この数字は Lancaster 伯に比べれば多いには違いないが、国王に代わつて国政をみていた彼らの立場を考えると、少ないと云わざるを得ない。彼らが国王を動かして州長官の任免を操作しようとした形跡も無い。それどころか、既に州長官の職を得ていた扈従を軍務のために職から解き、その代わりの者を任命しなかつたこともあつ

た。これらの事実は、この時代、勢力の維持、拡大のため意識的に州長官の任免を利用しなかった主人が Lancaster 伯一人ではなかったことを物語っている。⁽²⁰⁾

さて、Lancaster 伯の扈従を州長官以外の地方官職に就いてみるならば、Peter de Lynesey, Hugh de Meynill, John de Haverington が、徴兵担当官 commission of array として活躍し、John de Clavinging, Peter de Manley は北方の防衛に顕著な働きをし、Robert Fitzneel と John Eure は、時折刑事巡回裁判官 oyer and terminer となった。⁽²¹⁾ この様な職務は、当時、地方ジェントリ、下級貴族からのみ期待できた仕事であり、恐らく彼等が Lancaster 伯の扈従団の成員でなくても果たしたと思われる職務であるが、国王側にとっても地方行政を円滑に行うためには彼らの協力が不可欠であった。

これら地方のレベルよりも重要な国家の要職にありついた扈従の数は、もっと少なくなる。その稀有な例の一つが Robert Holland という人物であった。彼については後で詳しく述べることになるが、単なる伯の扈従というよりも、最も親しい友人、助言者であり、自分の次男に、当時珍らしかった Thomas という名前を付ける程、二人は深く結ばれていた。⁽²²⁾ 彼は一三〇七年八月、Lancaster 伯が、まだ国王の強力な支持者であった時にチェスター守護官

Justice of Chester の要職に任命され、その後、伯が改革派のリーダーになると、一三〇九年一〇月退職するに至った。彼はこの後、同職に二回就くことになる（一三二一年一二月頃—一三二二年一月、一三一九年二月—一三二二年一月）が、⁽²³⁾ どちらも伯が宮廷で比較的影響力を持っている時期であった。この役職が Holland に与えた経済上の利益は大きかった。その官職保持者は年間 8,000 の請負料を国王財務府へ納入しなければいけなかったが、例えば一三〇二—一三〇三年の Chester の歳入は実質 8,700、次の数字が入手できる一三五〇—一五年には 8,600 であり、Holland は差額を丸々、懐に入れることができたし、時には一三二二年の様に国王が請負料の全額を免除してくれることもあり、その他、住民に対する搾取などを含めるとかなりの収入源であったと思われる。⁽²⁴⁾

Nicholas de Segrave は一三〇八年三月イングランド軍務伯 Marshal of England に就任している。⁽²⁵⁾ 同職は通常 Norfolk 伯家の封土に付随する名誉職であり、軍隊、特に外地にいる際の軍隊中で犯された犯罪に対して裁判権を保持していたと考えられる。⁽²⁶⁾ Nicholas には特別に譲与されたのであろうが、彼も又、財務府の中に下僚たる代理人を任命していること⁽²⁷⁾ から考えて、この時も名誉職であったのだらう。彼の実の兄である John de Segrave の場合も

と活発で、トレント川以北御狩場の守護管理官 Justice and Keeper of Forest north of Trent に再三就任したし⁽²⁸⁾（一二九七年八月二日、一三〇七年八月二八日—一三〇八年三月二日、一三二二年九月四日—一三二五年二月一九日）、スコットランド管理国王代官 Keeper and Lieutenant of Scotland にもなっている（一三〇九年三月一日、一三二〇年四月一日⁽²⁹⁾）。

以上述べてきた様に、Lancaster 伯の扈從の中には要職、特に中央官職に就いたものが少なかつた。それはある場合には時代の相の反映であつたが、多分に伯自身の性格によるところが大きかつた。一説に依ると病氣だつたと云われるが、伯には中央の政界を嫌って自領に引き籠りがちな傾向があり、Bannockburn でイングランド軍がスコットランドに敗れた後、中央で権力の絶頂に居た時も、国王の政府と協力して働こうとはしなかつた。逆説的に云うなら、国王から独立した一大権力として存立するためには、国王の持つ俸禄配分 Patronage に与る必要が無いという前提が満たされていなければならず、実際伯がこの条件を満たしていたからこそ、敢えて叛乱を起こし得たのもあつた。しかし、それは治世の進む内に結果として招来された事態であり、Lancaster 伯も本来は国王の俸禄配分の貴重

きを知る人であつた。自分達生まれの高貴なる者は、その正当なる配分を受ける権利があるとして、それを自分の従者のために活用しようと図りもした。一例が一三一八年の York 議会で Leicester 伯に伴う名誉称号として、イングランド宮宰 the Steward of England の全権能を要求していることである。この事件が意味するところは Warwick 伯が世襲の式部官 Chamberlain, Hereford 伯が世襲の侍従武官長 Constable として、国王の財務府の中に代理人を任命する権利を持っていたように、自分も宮宰の代理である宮内府長官 the Steward of the Household を任命する権利を請求し、自分の従者を同職に就けて宮内府の肅正をしようとするものであつた。国王はこれに対して、関係諸官庁に調査を命じ、回答すると答えただけで、伯の期待は空しいものに終つたが、少くとも俸禄配分権の問題に関して無関心ではいられたなかつた、ということの証拠にはなる。それだけ利権は大きかつたのである。寵臣 Piers Gaveston が貴族達の怨嗟の的になつたのは、正に国王俸禄配分の正当な（と貴族が思い込んでいた）配分を⁽³³⁾ 狂わせ、それを自分の従者のために活用したからであるし、そもそも一三一一年の改革勅令の最大の眼目も寵人の追放と寵人によって左右される国王の恣意的な官職任命権を制御しようとする⁽³⁴⁾ ことであつた。

註

of Edward II', *E. H. R.* xxxiv (1919), pp. 25-42, 152-71.

(1) McFarlane, 'Parliament and Bastard Feudalism; 森岡敬一郎「十五世紀 Commons の一側面」『史学』30-2. (1957).

(2) *John of Gaunt*, pp. 137-8.

(3) 例を以て Sir Robert Clifton。一三八二年五月より一三八三年二月の二回 Lancashire 驛出の議員と選ばれた人物の一人 John of Gaunt の再仕となる許のため Richard II の驛出 Ireland 侯とす。一三二八年の Radcot Bridge の公の側と雖も逮捕せざりし。 (McFarlane, 'Bastard Feudalism', p. 170)

(4) この説明は Armitage-Smith の著の下の研究を参考とした。 J. C. Wedgwood, 'John of Gaunt and the Packing of Parliament', *E. H. R.* xlv (1930), pp. 621-5; H. G. Richardson, 'John of Gaunt and the Parliamentary Representation of Lancashire', *Bulletin of the John Rylands Library* xxii (1938), pp. 175-222; A. Tuck, *Richard II and the English Nobility* (London, 1973) pp. 23-4, 40; G. Holmes, *The Good Parliament* (Oxford, 1975), pp. 184-6; J. R. Maddicott, 'Parliament and the Constituencies, 1272-1377', in *The English Parliament in the Middle Ages*, ed. R. G. Davies, J. H. Denton (Manchester, 1981), pp. 74-5.

(5) G. Lapsley, 'Knights of the Shire in the Parliaments Edward II 治世期に於ける "Bastard Feudalism"'

(6) 一三一八年八月九日 Lancaster 伯と国王を代弁した諸侯達との間に結ばれた和解協定。伯と王の険悪な対立關係を中断せしむ。この時「中間派」と呼ばれる總領グールプが活躍。 J. G. Edwards, 'The Negotiating of the Treaty of Leake, 1318', in *Essays in History presented to R. L. Poole*, ed. H. W. C. Davis (Oxford, 1927); B. Wilkin-son, 'The Negotiations preceding the "Treaty" of Leake, August 1318', in *Studies in Medieval History presented to F. M. Powicke*, ed. R. W. Hunt 他 (Oxford, 1948); J. R. S. Phillips, 'The "Middle Party" and the negotiating of the Treaty of Leake, August 1318: A Reinterpretation', *B. I. H. R.* xlv (1973).

(7) Edwasd II 治世の Lancashire 驛出議員の二名を記す。

- 名前の下に線のあつた人物は Lancaster 伯の屬從
- 名前の左上端に○のつく人物は、恐らく伯の支持者と見られる。

H. Hornyold-Strickland, *Lancashire Members of Parliament, 1290-1550* (Chetham Soc. N. S. xciii, 1935), pp. 110-11. その作成。屬從の區別は Maddicott, *Thomas of Lancaster* の pp. 51-2. を参考。但し、同書は Neville と Gentil 以外の名前を明記してゐないので、その他の人物は Hornyold-Strickland の中の情報をも筆者が判断した。

Year	Parliament	Place to which summoned	Date for which summoned	Name
1307	1 Edw. II	Northampton	13 Oct. 1307	Matteus de Reddeman Willielmus le Gentil
1311	5 Edw. II	London	8 Aug. 1311	Thomas de Bethum Willielmus le Gentil
1312	5 Edw. II	Westminster	20 Aug. 1312	Henricus de Trafforde Ricardus le Molineaux, de Crosseby
1312-13	6 Edw. II	Westminster	18 Mar. 1312-13	Willielmus de Bradeschagh' Edmundus de Dacre
1313	7 Edw. II	Westminster	8 July 1313	Rudolphus de Bykerstath Willielmus de Slene
1313	7 Edw. II	Westminster	23 Sep. 1313	Henricus de Fighirby °Thomas de Thornton
1314	8 Edw. II	York	9 Sep. 1314	Thomas Banastr' Willielmus de Slene
1314-15	8 Edw. II	Westminster	20 Jan. 1314-15	Willielmus de Bradeshagh °Adam de Halghton
1315-16	9 Edw. II	Lincoln	27 Jan. 1315-16	Johannes de Lancastr' Willielmus de Walton'
1316	10 Edw. II	Lincoln	29 July 1316	°Rogerus de Pilketon Johannes de Pilketon
1318	12 Edw. II	York	20 Oct. 1318	Edmundus de Nevill' Johannes de Horneby
1319	14 Edw. II	York	6 May 1319	Willielmus de Walton' Willielmus de Slene
1320	14 Edw. II	Westminster	6 Oct. 1320	°Gilbertus de Haydok' °Thomas de Thornton
1321	15 Edw. II	Westminster	15 July 1321	Johannes de Horneby, junior °Gilbertus de Haydok'
1322	15 Edw. II	York	2 May 1322	Edmundus de Nevill' Johannes de Lancaster
1322	16 Edw. II	York	14 Nov. 1322	Ricardus de Hogton Gilbertus de Singilton
1323-4	17 Edw. II	Westminster	23 Feb. 1323-4	Edmundus de Nevill' Gilbertus de Haydok
1324	18 Edw. II	London	20 Oct. 1324	Willielmus de Slene Nicholaus le Norrays
1325	19 Edw. II	Westminster	18 Nov. 1325	Willielmus de Bradshaghe Johannes de Horneby
1326-7	20 Edw. II	Westminster	7 Jan. 1326-7	Edmundus de Nevill' Ricardus de Hoghton

(8) 以上の論述は Maddicott, *Thomas of Lancaster* pp.

73-4, 77-8.)

51-2. に基づいているが、二つの点で言及の余地がある。(1) 十四回の議会で、伯の支持者の数はもつと増えるように筆者には思われる。ところが Adam Banaster は一三二五年の叛乱以前は伯の扈從であったから(II章の注18参照)、彼の仲間をそれ以前では伯の支持者と見做した方が妥当だからである。事実、上のリストに挙がっている Sir William Bradshagh や Rudolphus de Bickersteth は叛乱に加わったが、両名共 Piers Gaveston 殺害に関与して Lancaster 伯の手の者として一三二三年一月十六日、国王から赦免を得たのである(Hornoyold-Strickland 当該人物の項を参考)。(2) Tupling, *South Lancashire in the Reign of Edward II* p. 119. の *Coram Rege Roll*, m 32 (72) をみると、一三二〇年、州長官 William Gentil が、「共同体の同意無く」二人の人物を選出したという記事がある。彼は伯の扈從。とすると、これは選挙干渉に対する伯の意志の現われではないのか。Maddicott は「当初、そこで「何の政治的動因も認められぬ」として説明せず等閑に付してあるようにみえたが(Thomas of Lancaster, p. 52.)、最近の論文の中で、説得力に富んだ説明をしている。即ち「州長官が自分や、友人を選出しようとしたのは、上からの操作によるのではない。当時発達してきた請願によって、自分、下僚の行っている悪事、不正を中央に報告させないためである」と(Parliament and the Constituencies, 1272-1377, pp.

Edward II 治世期に於ける "Bastard Feudalism"

(9) Maddicott, *Thomas of Lancaster*, pp. 63-4.

(10) *ibid.*, pp. 52-3. 同書は一三二二年、Boroughbridge 後の起訴状として *Foedera* の中の次の文言を載せている。「(伯は)有像無像の輩を身边に集め、武装して国王陛下の議會に押しかけて、王が議會をお開きになられるのを再三妨げた。」また「(一三二八年の York 議會に関して)数多の兵を引き連れて、自らと前段で述べたる悪行を犯したる者、凡そ千人の従者に至るまで赦免せよ」と国王陛下に強要した。J. Rymer, *Foedera, Conventiones Litterae*, ed. A. Clarke and F. Holbrooke, II (London, 1818). p. 479. 但し筆者は *hujus Hague Neavime* 版、三版 (reprinted, 1967), II, part 2, p. 41. によって確認。

(11) これに対して、これ以降の年代記、断罪の書の中には選挙干渉に関する記述が明示される。John of Gaunt の例は前述したが、Richard II, Henry IV も同様の断罪を受けた。H. G. Richardson, 'John of Gaunt and the Parliamentary Representation of Lancashire' pp. 206-7, 215.

(12) Davies, *op. cit.*, p. 311.

(13) Maddicott, *Thomas of Lancaster*, p. 36.

(14) この段落を書くにあたっては、城戸毅「イギリスにおける代議制と議會制」『講座世界歴史』一一(岩波書店、一九七〇) pp. 46-8. に負うところが大きい。

(15) Maddicott *ibidem*、この現象が現れ出すのは一三七〇

年代である(Parliament and the Constituencies', p. 74; N. Saul, *Knights and Esquires*, p. 123-4.)。

※補注：この書いたからといって、後の時代、武装の兵が議会へ来ないうようになったという訳ではない。一例を挙げれば Lancaster 公と Northumberland 伯が対立した一三八一

年の議會では武装した両者の従者を押し合わせた (A. Goodman, *The Loyal Conspiracy: The Lords Appellant under Richard II* (London, 1971), p. 23.)。

(16) この段落の事実は Maddicott, *Thomas of Lancaster*, p. 63.

(17) *ibid.*, p. 165.; 参考として Tout, *op. cit.*, pp. 90-3.

(18) N. Saul, *Knights and Esquires*, p. 112.

(19) Do., 'The Despensers and the downfall of Edward II', pp. 16-9.

(20) これ以降の時代についてはどうなのか。十五世紀については Dunham, *op. cit.* 及び Lord Hastings の例が判つてゐる (p. 37.)。彼の説の通り、扈従に対する報酬の形態が時代が過ぎるにつれ金銭からパトロネージに移るとすれば (pp. 52-3.)、州長官職任免も次第に中央貴顕の手に握られてくるようになるのかもしれない。だが、今の所、以下の理由で数字だけによる安易な比較を避ける。(1)各貴族間の性格、国王との親近度の相異。(2)Hastings の例がインデンチュアを交わした扈従のみに限定されていること。(3)一三三七年、州長官任期についての改革があり、それ以降、殆んどの場合

一年任期になったこと。従って州長官ののべ人数の比較が無理であること。

(21) Maddicott, *Thomas of Lancaster*, p. 63.

(22) Do.; 'Thomas of Lancaster and Sir Robert Holland' p. 462.

(23) Tout, *op. cit.*, p. 337; P. H. W. Booth, *The Financial Administration of the Lordship and County of Chester 1272-1377* (Manchester, 1981), p. 59.

(24) Maddicott, 'Thomas of Lancaster and Sir Robert Holland' pp. 465-6; P. H. W. Booth, *op. cit.*, p. 61.

(25) Maddicott, *Thomas of Lancaster*, p. 63.

(26) F. M. Maitland, *The Constitutional History of England*, (Cambridge, 1908), p. 266. 邦訳'小山貞夫『イングランド憲法史』(創文社'一九八一)' p. 353.

(27) Davies, *op. cit.*, p. 312.

(28) Tout, *op. cit.*, p. 320.

(29) *ibid.*, p. 346.

(30) Maddicott, *Thomas of Lancaster*, pp. 331-2.

(31) *ibid.*, pp. 241-3; Tout, *op. cit.*, pp. 96, 114-5.

(32) Davies, *op. cit.*, p. 312.

(33) 年代記に現われた例として' *Vita Edwardi Secundi*, ed. N. Denholm-Young (London, 1957), p. 8. 「(Piers は) 他人から官職と権力とを横奪し、自らの従者に勝手に与えた。かくして王国の諸侯達はこれに憤慨し始めた。殊に

Lancaster 伯は、彼の手の者が Piers の求めによつて職を追われていたのだ。」

(34) Davies, op. cit., p. 371.

B 司法機構との結び付き

それが時代的なものにせよ、Lancaster 伯の特異な性格によるものであるにせよ伯の扈從たちとの関係は行政機構を利用したものではなかった。これに反し司法機構に目を転じる時、我々はより明確な共謀の糸を目にすることができらるであろう。

裁判官に対するワイロの存在、強く豊かな者のために法が曲げられることは司法制度の歴史と共に古い。しかし、必要に応じたその場限りの金銭、物品の供与を別にして、貴族と国王の裁判官とのより恒久的な関係が生まれたのはコモン・ローが複雑になり、新たな令状が創出され、訴訟手続が高度なものとなって専門的な法律家の助力が必要とされた Henry III 治世中頃であった。Ramsay と Durham 二つの修道院は、一二四〇年代にあって国王の役人への年金授与を記録に止めている⁽¹⁾。世俗の貴族の場合には史料が無い⁽²⁾ため、早い時期について断定はできないが、遅くとも一二七〇年代迄には、国王の裁判官達が貴族評議会の中で助言者の地位を占めていた⁽³⁾。

Edward II 治世期に於ける "Bastard Feudalism"

Edward I, II の時代に貴族と裁判官の絆はより強まった⁽³⁾。裁判官登用の変化(裁判官書記、役人の登用から弁士 *narratores* と呼ばれる法曹からの登用)の結果、Henry III の時には聖職者が中心であった王座裁判所、民訴裁判所の裁判官達が Edward II 治世の末年には殆んど俗人となっていたからである。聖職禄収入を持たぬ彼らは、定額の給料収入とは別に貴族、有力者から受ける年金、心づけをあてにし、貴族達の要求も彼らの欲するところと呼応した。Edward I の対封建立法が貴族達の特権を脅かし、貴族達はそれを守るために増々法律家の知識と国王へのコネを必要としていたのである。Thomas of Lancaster と司法機構の結び付きを考える時、このような状況を頭に入れておかねばならない。

さて、それでは Lancaster 伯は司法機構とどのような繋がりを持っていたのであろうか。一三一三年から一三一四年にかけての伯の会計記録は一〇人の弁士に賃金を支払ったことを記している。この時点ではその内の誰も裁判官ではない。しかし彼らは将来の法曹エリートであり、その中には後の王座裁判所主席裁判官となる Geoffrey de Scrope を始め、財務府裁判所裁判官となるもの、民訴裁判所裁判官となるものを含んでいた。更に一三一八―一九年、伯の納戸部会計記録は、今度は既に裁判官の地位を得

ているものに対して、現金ではないにしろ仕着せをかうた
めに⁴を使用したことを記している。民訴裁判所の裁判
官と彼の妻、そして王座裁判所の主席裁判官に対して毛皮
を買うために⁵が使用された。

こうした慣行は、あるいは、時の人の眉を顰めるところ
であつたかもしれない。しかし、少くとも法律的には一三
四六年制定法が「裁判官は、ある人を他の人にまさつて慮
ることなく、万人に正義を為さねばならぬ故」国王以外の
何人からも俸禄、仕着せを受けることを禁⁶じるまで違法で
はなく、有力者の間にあつては一般的ですらあつた。Tho-
mas の弟 Henry 伯も一三二八年 Geoffrey le Scrope に
\$10 の賃金を払い、一三三八年には聖堂騎士団が王座、民
訴両裁判所の主席裁判官その他に給料を支払つて⁷いる。

国王の裁判官達との結託によつて有力者が法廷で有利な
判決を得ることができたのか、それを示してくれる証拠は
この時代殆んど無い。恐らく年金の授与だけでは不充分で
あつたのだろう。一三一三年 Lancaster 伯と Coventry,
Lichfield 司教の新規回復訴訟の際、贈り物と共に使用さ
れた \$81. 17s. 8d. の一部はワイロであつたと考えられ
るし、一三一八—一九年の会計記録に出てくる「殿様の
London での訴訟について」Sir Walter de Kirkbridge
なる人物に贈られた金子 \$6. 13s. 4d. も裁判官でなかつた

にせよ、陪審員であつた人物に対するものであつた。⁷
地方のレベルでは、特にそれが自らの掌握する Lan-
cashire 等の場合には、Thomas はより安々と思ひ通り
の判決を得ることができた。屢々伯自身の関わる事柄につ
いて伯の扈従達が刑事巡回裁判官に任命されているからで
ある。一三一五年九月、伯の家士の一人が死亡した時、審
理のために四人の人物が任命されたが、内二人は扈従であ
つた。一三一五年に起こつた伯に対する叛乱、Banaster
の乱の鎮圧が早かつたのも伯自身、伯の扈従、伯の評議會
のメンバーに裁判の権能が与えられていたからだと言われ
ている。一三二〇年一月には伯の狩猟場の侵犯に関する件
で三人の人物に巡回裁判官職が委託され、その内の一人
(恐らくもう一人も)が確実に扈従であつた。⁸

ワイロ、平和的な影響力が効を奏さない時、發揮される
のはいつの世も暴力である。Maddicott は財務府に支払わ
うべく、税金の延滞分を貯えていた収税吏が、Lancaster
伯に \$100 相当の金品を奪われ、しかし伯の生前には訴
訟幫助のため如何ともし難つたと述べた例、伯の扈従の一
人が Warwickshire の女性の土地を強奪し、彼女のため
に証言をしようとする人に向かつて、そのようなことをす
れば殺し、火を放ち、片輪にしてやると脅したため、新規
回復訴訟が行なわれなかつた例、そして今度は逆に、ある

浪藉者に家畜を奪われた Staffordshire の修道院が近隣に勢力を持つ伯の扈従の力を得て訴訟開始の令状を手に入れた例を描いている。⁽⁹⁾ こうした暴力、訴訟幫助の記録は、それが非日常的であるがために記録されたことは確かである。又この様な現実には中世を通じて常にあったにも拘らず、例えば議会への請願という苦情の場が与えられたことによつて顕在化した、つまり新しいのは暴力の存在自体ではなくそれを発現せしめた装置であるという考えた方も正しい。しかし治世中の内乱、一三一四年に始まる飢饉、そして Lancaster の保護があるという安心感が、扈従達の傍若無人を増幅したであろうことは忘れてはならない。Boroughbridge の戦いの後、一三二三年に行なわれた Lancashire の司法調査の目的は、治世初めに迄さかのぼり「脅かされて真実を云えぬ人」を探すためであった。調査は Wigan に於ける王座裁判所の審理で頂点に達した。⁽¹⁰⁾ そこでの記録は伯の扈従による横暴の幾つかをとりとめていゝ。一三一六年扈従 Sir Robert Holland の親戚である Tetlow 家の者が Manchester の牧師を教会構内で殺害した。⁽¹¹⁾ 陪審はこの殺人を一三二三年王座裁判所に報告した時、殺人者が Holland と Lancaster 伯自身の赦免状を得ていたため「何人も国王のため彼を訴え出ることができなかった。」と断言してゐる。⁽¹²⁾ 一三二七年には Hugh de

Edward II 治世期に於ける "Bastard Feudalism"

Tyldesley と彼の五人の息子が Margaret de Worsley の家に火を放ち、その臣下を殺めて火に投じた。⁽¹³⁾ 上述の陪審によると、この時も Holland が Margaret に £10 の金を払い彼等を訴え出ないように強いていたと云う。⁽¹⁴⁾

註

- (1) J. R. Maddicott, 'Law and Lordship: Royal Justices as Retainers in Thirteenth and Fourteenth Century England', *Past & Present* supplement 4 (1978), pp. 4-7.
- (2) *ibid.*, p. 8.
- (3) *ibid.*, pp. 13-25.
- (4) 二つの事例は Do., *Thomas of Lancaster*, p. 49. とも。
- (5) *Statutes of the Realm*, i, 303-4. 同年の制定法の中には、全ての貴族に対して「お抱え、封禄と仕着せの授与を禁じた条項もみえる。その評価については Dunham, *op. cit.*, p. 69.
- (6) Maddicott, 'Law and Lordship', p. 28; do., *Thomas of Lancaster*, p. 49.
- (7) Maddicott, *Thomas of Lancaster*, p. 50.
- (8) *ibid.*, p. 50.
- (9) *ibid.*, p. 51; *Rotuli Parliamentorum*, i, pp. 401-2.
- (10) G. H. Tupling, ed., *South Lancashire in the Reign of Edward II*, p. XV.

- (11) *ibid.*, p. 36.
 (12) *ibid.*, p. 75.
 (13) *ibid.*, pp. 32, 57.
 (14) *ibid.*, p. 75.

C 軍事的役割

策暴を生み出し法を曲げる力は、一つの意志の下ひとたび組織的に運用された時、政治的、軍事的な力となった。それは法に則った制度的な手段で影響を及ぼす術を奪われていた Lancaster 伯にとって、唯一国王・宮廷に圧力をかけることのできた武器であった。又、政治的に孤立していたにも拘らず、王以外の誰にもまして軍事力を動員できたが故に政敵からも身を守ることができたのである。

伯の軍団の中で扈従が如何なる位置を占めていたのか、これが次の疑問である。先づ扈従の数がどれ位居たのか。当時の叙述史料にあたってみるならば、*Flores Historiarum* の著作者は一三二二年八月の合同軍で Lancaster 伯及び他の貴族が四二〇〇名の甲冑の兵 *loricae* と五〇〇〇名の歩兵を連れていたと報じている⁽¹⁾、*Vita Edwardi Secundi* の著者は、同年九月の Westminster 議会に Lancaster 伯だけで一〇〇〇人の騎兵と一五〇〇人の歩兵を率いていたと書いてゐる⁽²⁾。*Chronicon Henrici Knighton* では、伯が一三二八年八月王と一時的な和解をした

際に一八〇〇〇人を引き連れていたとしている⁽³⁾。これらの数字は勿論、扈従のことだけを書いたものではない。又数字そのものにも誇張が混じっている。しかし伯の従者の数がそれ程見る者に強烈な印象を与え、時として不健全とまで映っていたことを示してくれる。*Maddicott* は伯の納戸部会計記録に収められた扈従宛ての手紙の数、兵員への給料配布の記録、証書の証人として挙がっているもの数、遠征の従軍リストから伯の扈従の実数を約五〇人と算定した⁽⁴⁾。この数は Lancaster 公 John of Gaunt のそれ⁽⁵⁾ (一四〇—二〇〇人) に比べるなら、いささか少ない様にも思われるが、後者の場合、自ら渴望していたカステイラ王の体面を取り繕う必要が扈従の数を増大させていたと考えられる。社会的示威も又 B F の重要な側面であった。

五〇人の扈従の数は兵員の数ではない。各々は伯によって召集された時には騎士、兵士の同行を約束していたのである。全ての扈従が John Eire of Northumberland や Sir Adam de Swillington のように三人の騎士と七人の兵士を差し出す旨契約しているのであれば、彼等は二〇〇人の騎士、三五〇人の歩兵を供出することになる⁽⁶⁾。加えて伯自身も彼の土地から兵を徴することができた。一三二九年には、対スコットランド戦のため、彼の所領から二〇〇〇人の兵員を集めるよう割りあてがなされている。扈従

達の役割は全軍団の中で、その周りに不安定な多くの要素をひき付ける核として働くことであった。前章で示されたように、勤務が長期に及び忠実であった彼等の兵力は、短期日で終了する軍務契約を行った単なる傭兵軍隊からは期待のできない安定性を持っていた。

伯の強力な扈從団を前にして政府の態度は揺れていた。

一方ではそれが議会や宮廷に与える脅威を恐れていた。ある年代記は伝える。一三二一年 Lancaster 伯は義父 Lincoln 伯から相続した土地に関してオマーージュを行うべく、一〇〇人の騎士から成る扈從団を引き連れて、当時 Berwick に居た王の所へやってきた、ところが伯は頑なに Tweed 川を渡ってスコットランド側に王に会いに行くのを拒んだので、国王の方から渡河して伯の許にやってきた、というのである。⁽⁷⁾この記事は、少なくとも当時の人が現実に起こり得ると考えていたこと、伯の力に怯える国王を反映している。現実の問題としても、国王は一三二七年に、伯が多数の扈從を抱えて不法な集会を催し国内の平安を乱し、民衆を脅している、と非難を投げつけた。⁽⁸⁾

他方、非難はしても Lancaster 伯の軍力は対スコットランド戦の為、不可決であって国王もこの状況を認めない訳にはいかなかった。これを如実に表はしているのが、Lancaster 伯と国王の和解交渉の期間、即ち一三二八年

四月の Leicester 暫定協定から八月の Leake 協定に至る事情であった。当時、北方でイングランド軍は壊滅的な打撃を受けていた。Leicester の会谈の数日後、Berwick が落ち、北部の主な要塞が奪われた。五月になると Har-bottle, Wark, Milford の要塞が次々に降服し、スコットランド軍は Northallerton、次いで Ripon、遂には殆んど Pontefract まで侵攻してきたので国王にとって Lancaster 伯と和解することが焦眉の急となった。⁽⁹⁾かくして伯の意を阿った和解交渉が続けられたのであった。

両者の和解の成立した翌年、一三一九年五月の議会の後、夏から秋にかけてスコットランドに対抗する試みが行なわれた。⁽¹⁰⁾企ての中心は、前年敵の手に落ちた国境東端の街 Berwick を奪回しようとするものであった。この遠征は治世中、唯一の Lancaster 伯をも含めた全貴族の支持と支援をうけたものであった。Lancaster 伯の部隊はイングランド軍の中でも最強。三〇〇四〇人の扈從が伯に同行し、彼等各々が相応の手勢を率いてやってきていた。例えば Athol 伯は二人の旗持ちの騎士、四人の騎士、三三人の兵を引き連れてきていた。若し三五人の扈從が平均値であった三人の騎士、一〇人の兵を供出したとすれば、Lancaster 伯は一四〇人の騎士、三五〇人の兵から成る軍団を持つことになる。加えて伯は、前述の様に自らの所領

から二〇〇〇人の兵士を差し出す様要請されていた。この数字は Durham 司教によってのみ比肩され、Hereford, Arundel, Chester の伯、Despenser 親子、John Charlton, John de Hastings, John Giffard of Brimsfield によって召集されていた兵の総和と同じであった。Berwick の攻囲は途中まで上手くいきかける。だが、陣中 Lancaster 伯がスコットランド側と通じたという噂が流れ、伯と王は又もや仲違いをする。イングランド軍の 3/1 ~ 1/5 を占める伯の隊が戦場を去った時、Berwick 攻囲の継続が不可能になったことは、火を見るより明らかであった。

Edward II 治世紀に於ける BF の軍事的機能を Lancaster 伯に限って説明してきたが、この時代迄には、既に契約による軍務提供の慣行は他の貴族の間でも一般的であった。確かに整った形式を持つインデンチュアが良く残っているのは Edward III 中期頃からであるが、これは一三四〇年代に、軍事財政が国王納戸部から財務府へ移行し、この部所にインデンチュアが保存されていたからである。軍制の変化はもっと前に起こっていた。⁽¹¹⁾

既に封建制の軍役奉仕義務は十三世紀に衰退していた。国王達は代替の方策として騎士強制による軍事力の創出、国民軍の徴集を試みたが、それらは不充分であり、強制す

ることは政治的危機を惹起した。純然たる傭兵軍に頼るには、イングランドの国庫は貧しすぎたので国王達は貴族との軍務契約に頼る他はなかった。⁽¹²⁾

貴族のある者は、当初国王から給料を受け取って兵員を集めることを侮辱だと感じたであろう。又、給料を受領したことで国王に掌握され、征服地に対する権利を行使できなくなってしまうのではないかという危惧からこれを拒み、あくまで封建軍に固執しようとした。しかし傭兵隊長の群れの中で、自己の優越性を奪われるという恐れが彼等の考えを変えた。Edward I 治下の一二八〇、一二九〇年代の対ウェールズ、対スコットランド戦は殆んど契約軍隊による戦いであり、王の政敵であった Roger Bigot さえ、一二九七―八年冬の対スコットランド戦には国王の支払いを受けている。⁽¹³⁾

Edward II の時期になると彼等の逡巡が消えた。一三一六年には Hereford 伯が戦時 2000 mark の支払いを条件として一〇〇人の兵士の供出を約束。一三一七年には Pembroke 伯が同じく 2000 mark の金額で一〇〇人の随員を引き連れて国王に従うことを契約し、インデンチュアを取り交わした。その他一三一六年秋から一三一七年にかけて国王は多数の諸侯とインデンチュアを交わし年金を与えている。⁽¹⁴⁾ これは一つには北方の防衛のためでもあった

がそれよりも寧ろ当時緊張が高まった Lancaster 伯との戦いに備え、自派の陣營を固めようとしたものであった。更に一三二一年、Pembroke 伯、Arundel 伯、Surrey 伯、Norfolk 伯、Kent 伯に給料が支払われた⁽¹⁵⁾。

国王と契約を結んだ貴族は、指揮下に入るべき人員を下請け契約によって調達する。Pembroke 伯を例にとると、彼の随員は遠征によって四〇〇五〇人から最高一二〇人まで変化し、膨張した場合の数は、一時的に他の貴族の扈從団を吸収したり、国王の騎士を含んだためであったが、核となるものはやはり長期にわたって契約を結んだ扈從達であった⁽¹⁶⁾。

これらの例から判るように、BFは軍事的側面に於いて百年戦争以前から社会全般に行きわたっており、Edward IIの時代には活発に利用されていた。国王は、それが敵対勢力のものである場合には脅威をおぼえ、社会に及ぼすかもしれない弊害を感じとっていたものの、対外勢力へ向かうためにはBFの枠組を必要とした⁽¹⁷⁾。封建軍は既に実用的とは云えず、傭兵では著しく安定性を欠いたためである。只、Edward IIのような国王としての資質を欠いた人物にとつて、それを効果的に御することは至難であった。

註

(1) *Flores Historiarum*, ed. H. R. Luard, iii (R. S., 1890),

p. 337.

(2) *Vita Edwardi Secundi*, p. 32.

(3) *Chronicon Henrici Knighton*, ed. J. R. Lumby, i (R. S., 1889), 412. 以下三〇年代記の出版は Maddicott, *Thomas of Lancaster* pp. 43-4. 但し最後の *Knigton* のところは筆者未確認。

(4) Maddicott, *Thomas of Lancaster*, pp. 44-5.

(5) S. Armitage-Smith, *John of Gaunt*, pp. 440-6; K. B. McFarlane, 'Bastard Feudalism', p. 165.

(6) Maddicott, *Thomas of Lancaster*, p. 45.

(7) *Chronicon de Lanercost*, ed. J. Stevenson (Maitland Club, Edinburgh, 1839), p. 215. 実際のメモリーは London で行われたが (*Calendar of Close Rolls, 1307-13*, p. 434) この時に誠実の誓いが行なわれたらしい。Somerville, op. cit., p. 23; Maddicott, *Thomas of Lancaster*, p. 115.

(8) Maddicott, *Thomas of Lancaster*, p. 192.

(9) *ibid.*, pp. 216-7; *Gesta Edwardi de Carnaon Antore Canonico Bridlingtoniensi* in vol ii of *Chronicles of the Reigns of Edward I and Edward II*, p. 55; *Flores Historiarum*, iii, 183.

(10) Maddicott, *Thomas of Lancaster*, pp. 244-5.

(11) G. A. Holmes, *The Estates of the Higher Nobility*, pp. 80-1.

- (12) この段落を書くにあたっては森岡敬一郎、「所謂“Bastard Feudalism”について(序説)』『史学』40-4(1968). 1-11 二章を参考。騎士強制については M. Powicke, *Military Obligation in Medieval England* (Oxford, 1962). Ch. IV.

- (13) M. Prestwich, *The Three Edwards* (London, 1980), pp. 64-5.

- (14) 当時、国王とインデンチュアを結んだ諸侯、その内容のリストが J. R. S. Phillips, *Aymer de Valence*, pp. 312-4. による。Pembroke 伯との間に交わられたそれは pp. 314-5. に全文が載せられている。これらが交わされた状況については同書 V 章及び、同著者による ‘The “Middle Party” and the negotiating of the Treaty of Leake, August 1318’ を参照。

- (15) M. Prestwich, op. cit., p. 65.

- (16) Phillips, *Aymer de Valence*, pp. 254-5.

- (17) 国王 Edward II 自身の扈従はどれ位いたのか。当然出てくる疑問である。宮廷在勤の扈従は八人の旗持ちの騎士、四六人の騎士であった。Lancaster 伯の扈従の数が王のそれと比べても見劣りしないものであったことが判る (Maddicot, *Thomas of Lancaster* p. 45.)。

D 土地を巡る “Bastard Feudalism” の機能
扈従の働きの場は戦場だけではなくた。そうであった

ならば、短期の軍務契約だけで充分であり、終生にわたって年金を授与する必要はなかったかもしれない。その必要を生み出したもの、それは土地であった。中世に於いて土地財産は全ての権力の第一であり、所有者の生活の礎、従者に報酬を与え宮廷を支えることを可能にするものであった。国王から議会への召集令状を受け取るための要件は、バロンとしての身分を維持するに足る十分な土地を持っていることであつたし、貴族の権力は彼が持つ所領の規模によって測られた。かくして土地の経営、管理を上手く行い、土地を巡る隣人との訴訟に勝ち、相続も手抜きなく行つて所領を保全、拡大することが貴族の一大関心事となり、主人の必要に応じて所領経営に参加、活躍することが扈従達の平時の仕事となつた。

中でも重要な人員は宮内の要職、法律家と一緒に評議會を構成し、裁判から行政に至る広範な領域を扱つた。所領関係の業務としては直営地経営から請負地への転換、新規の土地開墾などの問題に助言を与え、決定を下し、更に加えて領民、下級役人からの訴えを聞き入れていたのだつた。⁽¹⁾ Lancaster 家の場合、評議會の存在は、Thomas の父 Edmund の時国王の二人の裁判官が評議會の最高顧問官 *chef memours* の地位を占めていた、という記述から仄かに読み取れる。⁽²⁾ Thomas の時代に関しても、評議

会の非公式的な性格故、構成員が何らかの誓言をしたとか、構成員に手当てを支払ったという記録は見当らない。しかし現存する四つのインデンチュアの内、三つまでが伯に召集された際の諮問の義務を規定していることから考えて、相当数のものが伺候しなければならなかったのだろう。その職務は、あるいは伯の政治行動のシエマの中で働いたのかもしれないが、史料に残っているのは会計報告の際、評議会に控除を申し込んだ代官の例、伯と評議会が共同で困い込み地の調査を命じた例等、所領経営と財政に関することだけである。⁽³⁾

ところで非公式な組織である評議会を離れると、専門の荘官となっている者は Thomas の扈従には少ないように思われる。一三〇五年に会計監査官 auditor、後に Kenilworth の城代 constable になった Hugh Cully, Kenilworth の地代収益官 receiver of rent であつた Richard de Perrers の他には荘官職と軍務を兼ねている例が殆んどない。⁽⁴⁾

何故だろうか。その理由の第一は、我々がこれ迄終始導きの糸としてきた Maddicott の扈従の確定の仕方の問題である。既に述べたように、彼の説明した扈従は伯と軍事行動を共にしたものを中心としている。それも、この時代の扈従の平時に於ける行動が歴史家の感知できにくいもの

であり、荘官、家職の内の誰が扈従であり、誰がそうでないかを確定できないからであつた。結局、確定された扈従は、殆んどが騎士身分以上であり、そこからはその下の身分から身を起す荘官が抜け落ちてゐる可能性がある。それぞれ自己の所領、役人を持っていた騎士達は、主人とは云え他人の所領経営に専心することはできなかった。

しかし、原因は必ずしも歴史家の認識の問題だけでもない。実体としての扈従も十四世紀が進むにつれて変化したのではないか、そう思わせる情況が幾つかある。それは、云うならば、扈従とそうでない者の判別がつきにくい状態から、ある人物を扈従として歴史家が確定しやすくなる状態への変化であつた。

変化をひき起した動因の一つは土地法制上のものである。十四世紀初頭、大抵の貴族は大概の土地を単純封土権 fee simple で保有し、これに加うるに、自らに土地を譲与し直系男子卑属の相続人に残余権を与える「単純限嗣封土権」 simple entail、がある位だつた。しかし十四世紀の中頃になると共同授封 joint enfeoffment や信託 trustship が広がり出し、特に信託は Richard II 時代に大きな発達をみた。⁽⁵⁾ 土地法は錯綜しだした。相続、訴訟の問題等、扈従の助力を必要とする情況は増々増大した。貴族の中には、子弟に法学を勉強させるものもでてくるが、⁽⁶⁾

問題の量の膨大さ、それに拍車をかけるイングランド特有の所領の分散化傾向を考えると、扈従の役割は一層重大であった。Holmes が描いたのは、このような平時に於ける扈従達の活躍である。即ち、Northampton 伯の扈従達は一三四〇年代、伯の代理人として伯の全ての土地を請け負わせ、売却、譲渡する権限まで与えられ、尚武的な伯が戦場で倒れようとも領地経営が途絶えることのないように取り計っていたし、一三六〇年から七〇年代にかけての Bohun 家(Northampton, Hereford 両伯家)の扈従達は次々に死んでいく伯達の遺言執行人として、未成年の相続人の土地を後見、請け負っていた。⁽⁸⁾ 特定の目的のために扈従を受託者として用いたのは Thomas of Lancaster の弟の子、初代の Lancaster 公 Henry の場合であった。彼は一三六一年三月二四日に死ぬが、その直前大規模な封土公示譲渡を友人、従者に行い、自らの計画(殊に Leices-ter の St. Mary College の増築)の資金を信託によって集めようとしていたのだった。

土地法の複雑化に先立って貴族の所領経営機構も増々精緻なものに仕上げられてきていた。この変化は、正確にはこの世紀に始まったものではない。既に十三世紀の「直営地経営のブーム」を契機として収益官 receiver、土地管理人 steward、会計監査官 auditor といった所領経営の

役職が出揃い、所領文書が作成されるようになってきたのであるが、⁽¹⁰⁾ 十三世紀の末から Thomas の時代を経て十四世紀の中頃にかけて、それが一層整備される時期であった。例えば Lancaster 家の所領文書を例にとると、Thomas の時代迄は、地方収益官が監査官に提出する会計報告はインデンチュアの形式であったが、次の Henry 伯の時に登録簿 register 方式に変わっている。⁽¹¹⁾ このような時期において荘官の構成も少しずつ変化をとげた。従前の土地経営の役人達は、扈従と呼ぶには、余りに主人の近くにおり、身分も低かった人、あるいは、その報酬を年金ではなく聖職禄収入でもらっていた聖職者であった。ところが機構の変化と共に新種の人々が増大してきた。法律に通じた俗人⁽¹²⁾である。彼等は圧倒的な勢力を持つ主人の下でならいざ知らず、十五世紀のイーストアングリアのように互いに拮抗する勢力があった場合には、少しでも条件の良い方へ付きたがった。所領の経営にまで文言化された契約関係が持ち込まれたのは、一つにはこうした法律家荘官を魅き止めておくためであった。折しも、扈従の平時の活躍が増大する十四世紀の後半以降、経済上の変化もこのような人々、そして更にもっと上層の人々を荘官職に結びつける作用を働かせた。黒死病流行後の人口減少、労働力不足・農作物価格の下落がもたらした直営地経営の放棄である。⁽¹³⁾ この時、

土地管理官職はそれ迄の農事経営の激職ではなく、もうけの多い閑職となった。貴族達はここに法律家、あるいは国王とのわたりを持った有力者、昇進を望む騎士、郷士を導き入れた。⁽¹⁴⁾新しい土地管理官は、日々の業務を代理人に任せ、自らは専ら法律の顧問であったり、相続、信託の實際活躍する人物であった。

Thomas of Lancaster の時代は、まさに土地法の時代が始まろうとする時であった。所領経営機構は既にかんりの発達をみていたものの、内部の職能分化が完成の途上にある端境期にあって、荘官職はその大半を聖職者が占めていた。ある特定の荘官職について活躍している扈従が少ない（少なくとも見える）のにはこうした理由も働いていた。

しかし、翻って職能分化が未発達である分だけ細かい職域に囚はれることなく扈従が活躍する可能性もあった。ここで登場してくるのは先程も述べた Robert Holland である。彼は時には伯の友人、助言者、時には荘官・政治上の代理人、雑役係として様々な情況で活躍し、伯が授与者、又は被授与者として現われる証書六一通の内の二九通に關して証人となり、その内の二八通で筆頭にあがっている（ちなみに彼の次に頻繁に現われるのは John Bek の一六通⁽¹⁵⁾）。Lancaster 伯の役人達は屢々、Holland の保証

と命令が伯自身のそれと同じ効力を持つと考えていた。例えば、ある相続人の後見権発動が Holland によって遅らされたため、該当の土地の収益官は *colt* を越える控除を申し出た。Derbyshire の Colbrook Ward の収益官は、Tutbury の収益官宛てに送られた Holland の手紙を保証として庭園係に賃金を払ったことを記している。伯と Holland 連名の命令によつて Needwood Forest からオークの木が運び出され、Duffield Forest からは鹿が運ばれた。伯の馬は Holland の指図で Tutbury で飼育された。Lancaster にある自宅の他に Kenilworth に事務所を持っていたという事実は、彼が伯の所領の巡回監視官的な立場にあったことを物語ってくれる。⁽¹⁶⁾Leicester の街が彼を定期的に歓待し、現金のプレゼントを送っていたのも、⁽¹⁷⁾こうした立場故であつたらう。Thomas の時代、後で出現する様な、全 Lancaster 伯所領の管理官という官職は無いのであるが、Holland は部分的に、既にこの官職を体現していた。⁽¹⁸⁾

Holland の働きに対して Lancaster 伯は気前の良い報酬を提供した。ありきたりの扈従達が主人から得られるものは年金や形にあらわれない保護であるが、Holland の場合、それらをはるかに抜けていた。彼が Lancashire を中心に Lincolnshire, Derbyshire, Staffordshire, Leices-

tershire, Yorkshire, 更に南シッドランドに迄土地を獲得し、勢力を拡張していったのは、その殆んどが伯の尽力のおかげであり、特に一三〇七年の Melbourne (Derbyshire) に至っては、これを王族以外には許されることになかった令状復命権 return by writ の特権共々獲得している。⁽¹⁹⁾

只、ここで一つ注意を要する。それは、Lancaster 伯が Holland に与えた土地の全てを額面通りに受け取ってはいけないということである。何故なら、その多くは伯の元々の家産地ではなく新たに征服した土地だったからである。これには二つの理由が考えられる。一つは自分の土地を減少させたくないという保全の気持ち。そして、もう一つは他人から奪った土地に対して、その本人が訴訟を起こすことができないように、Holland を防波堤として使ったということである。⁽²⁰⁾ 例えば、一三一六年 Lancaster 伯は Pembroke 伯、Coventry と Lichfield の司教であり前財務府長官の Walter Langton、彼の土地保有者を相手に長く高価な係争をした挙句、Northamptonshire にある三つのマナーを手に入れた。⁽²¹⁾ だが四年もたたぬ内、これらは封土として Holland に与えられ、⁽²²⁾ 彼は一三二二年まで保有している。Lancaster 伯に対する Pembroke 伯らの回復訴訟は妨害された。国王がこれらを Pembroke

伯に返還してやれたのは Boroughbridge の戦いの後、Holland の土地が没収された時であった。⁽²³⁾ 伯が他人の土地を強奪し、それを後日 Holland に与えるといった同様の事例は Durham 司教の従者との係争についても確認されており、その内の幾つかについては Holland は名目上の保有者にとどまり、伯が実際の収入を受けとっていたと考えられる。⁽²⁴⁾ Holland への土地譲渡は報酬であると同時に、伯の権利の保全の性格も帯びていた。

Lancaster 伯が Holland に与えた最大の贈り物は、Alan la Zouche の娘 Maud との結婚を得てやったことである。⁽²⁵⁾ 彼等の結婚は一三〇八年か九年に行なわれたと思われる。当時 Alan には男子相続人を持つ望みが無く、Leicestershire の Ashby de la Zouche の残余権、彼の家屋敷及び Cambridgeshire と Sussex の他のマナーを自らの生涯権だけ残して、遠縁の親戚にあたる William Mortimer に譲渡しており、自分の死後、広大な土地が共同相続人とその夫に渡ることを覚悟していた。実際 Alan が死ぬと、Holland は年々 720 にもほなるマナー、騎士封、聖職禄の所有者になり、まさに、これが為にバロンの地位と経済力を得ることができたのである。⁽²⁶⁾

Holland が結婚によって獲得した新しい所領が Lancaster 伯に与えた間接的ではあるが貴重な利益は明らか

であった。伯の最も信頼の置ける友人、従者である Hol-land が Leicestershire に広大な土地を有したというこゝとは、既に同州で大きな影響力を持っていた伯の勢力を一層強固なものにした。又、同じ様に魅力的だったのは、一三〇四年 Zouche との和解譲渡による William Mortimer の手に渡った要衝 Ashby de la Zouche が、彼の直系卑属無き場合には、Zouche の相続人、即ち Hol-land の手に入るという見込であった。Mortimer は当時三〇才を過ぎて尙未婚であったから、この見込はかなり期待して良しものと思われた。⁽²⁷⁾ 地図を見れば判る様に Ashby は Lancaster 伯の Leicestershire と南東 Staffordshire の所領の結核目にもたり、Tutbury, Donington, Mel-bourne とした一群の城にあり一城を付け足すものでもあった。Holland の手にある城は伯の手にあるも同然である。Zouche の娘との結婚は主、従双方にとって誠に都合の良しものである。Holland の結婚相手を獲たのである、慎重な考えが張の姿にあらわしたことを確信せよ。

註

- (一) G. A. Holmes, *The Estates of the Higher Nobility*, pp. 76-8; cf., N. Denholm-Young, *Seignorial Administration in England*, (Oxford, 1937), pp. 25-31; C. Rawcliffe, 'Baronial Councils in the Later Middle Ages',

Edward II 皇帝親政の "Bastard Feudalism"

in *Patronage Pedigree and Power*, ed., C. Ross (Gloucester, 1981), pp. 87-108.

- (2) Maddicott, *Thomas of Lancaster*, p. 18; do., 'Law and Lordship', p. 16.
 (3) Do., *Thomas of Lancaster*, pp. 19-20.
 (4) *ibid.*, p. 58.
 (5) Above, pp. 149-50.
 (6) Holmes, *The Estates of the Higher Nobility*, ch. II, 特々 pp. 45-51.
 (7) 中世末の貴族の土地に対する関心、それを管理するための努力については K. B. McFarlane, *The Nobility of Later Medieval England*, ch. III を参照。
 (8) Holmes, *The Estates of the Higher Nobility*, p. 75.
 (9) *ibid.*, p. 75; K. Fowler, *King's Lieftenant*, p. 218.
 (10) Denholm-Young の *Seignorial Administration in England* が世評である。簡便に要約したものを G. A. Holmes, *Later Middle Ages* (Edinburgh, 1962), pp. 20-2; E. Miller and J. Hatcher, *Medieval England—Rural Society and Economic Change 1086-1348* (London, 1978), p. 179, ff. 189.
 (11) Somerville, *History of the Duchy of Lancaster*, p. 116.
 (12) Lancaster 家の中世俗人の荘園の数と重要性が増大したことは Thomas, Henry of Grosmont, John of

- Gaunt と時代順に以上の研究を比較するにても明瞭である。
 Maddicott, *Thomas of Lancaster*, p. 21; K. Fowler, op. cit., pp. 177-8; Somerville, op. cit., p. 112.
- (31) Holmes, *The Estates of the Higher Nobility*, pp. 113-20; Lancaster 家については Somerville, op. cit., pp. 94-5.
- (41) この研究に関する著者は McFarlane, *The Nobility of Later Medieval England*, pp. 107-9; cf., D. Knowls, *The Religious Orders in England* (Cambridge, 1955), vol. ii, p. 285.
- (51) Maddicott, 'Thomas of Lancaster and Sir Robert Holland', p. 462.
- (9) *ibid.*, pp. 463-4.
- (11) *ibid.*, p. 465.
- (81) Holland と比較すべき人物が Pembroke 伯の扈従にのみならず William de Cleydon と同じ人である。彼は伯のイン格蘭ズ内の問題に関する一種の総務官であったが、Steward と同じような特定の官職に就いていたという記録はない (Phillips, *Aymer de Valence*, p. 260.)。
- (61) Maddicott, 'Thomas of Lancaster and Sir Robert Holland' pp. 455-6, Melbourne と今状復命権については *Calendar of Charter Rolls, 1300-1326*, p. 109.
- (20) Maddicott, 'Thomas of Lancaster and Sir Robert Holland', pp. 452-55.
- (21) この系争については Somerville, op. cit., p. 24; Maddicott, *Thomas of Lancaster*, pp. 154-7; Phillips, *Aymer de Valence*, pp. 77-82.
- (22) *Calendar of Patent Rolls, 1317-21*, p. 431.
- (23) *ibid.*, 1321-24, p. 88.
- (24) Maddicott, 'Thomas of Lancaster and Sir Robert Holland', p. 455.
- (25) *ibid.*, pp. 457-60; *Calendar of Close Rolls, 1313-1318*, pp. 115-7, 154-6, 197.
- (26) Maddicott, 'Thomas of Lancaster and Sir Robert Holland', p. 461.
- (27) 実際には Mortimer は一三二六年か一三二七年、Warwick 伯未亡人 Alice と結婚し、一三二七年に息子 Alan が誕生したので、Holland は Ashby de la Zouche を相続することは叶わなかった (*ibid.*, p. 460, n. 5.)。

IV 結 語

以上の論述より Edward II 治世下の BF がどのような機能を果たしていたのか、後代に比べてその時代性が何処にあるのかを纏めてみよう。第一に、我々は Lancaster 伯が国政に於ける自己の地位を固めるため庶民院議員、州長官、中央官職を自派で占めさせたというような事実がなかったことをみてきた。これらはその原因の大半を、伯の性

格の特殊性に負っていることは確かである。従者を中央官職に就けたいという意志は持ち乍ら、国王寵臣の強欲、それを許し受けいれてしまう王の恣意的な俸禄配分権の行使に妨げられて、伯の望みは挫折し、中央から離れて地方にのみ支配の基礎を置く方向へ向かわざるを得なかった。只このような伯に固有の支配体制を別にして、議会の選挙干渉がなかったという事実は制度的発達の不熟さ、即ち時代に帰して考えられるべきであろう。

これに反して、司法面に於ける国王裁判官達との結び付きは Lancaster 伯にあってのみみられた。そのようなことが違法とされていない時代であった。それだけに他の貴族も同じ手を使い、Lancaster 伯が必ずしも判決を有利にもちこめたという訳でもなかったであろう。そこに、法を曲げる暴力の入り込む余地があった。

暴力の組織的使用であるBFの軍事的機能は、この時代、既に充分発達し、それなしでは軍隊の編成が不可能であった。BF研究のパイオニア、K. B. McFarlane が晩年、この制度の平和時に於ける側面を強調する傾きがあったことは、死後刊行された著書の中の門下生の手になる補注によって明らかであり、BF全般について云うならば彼の意見は正鵠を得たものであろう。但し、この制度の初期について分析した本論の事例でみるならば、BFを制度化

させていき、この時代のBFの基調を為していたものは軍事的側面ではなかったらうか。それは対外戦を戦い抜いため、或いは内戦に備えての国王側の要求であったし、Lancaster 伯個人にすれば自らの政策を実行し、外敵から身を守るために扈従の力が必要だった。

とは云え、土地を巡る、平時での扈従達の活躍も見過さず訳にはいかない。先づ貴族評議会の構成員として、封建制の軍役義務が衰退した時代は又、それと並ぶ封建家士の義務、助言をも封建原理以外のものに依存させた時代であった。Lancaster 伯の扈従の中では、伯を多方面で助けた Robert Holland の縦横無尽の活躍ぶりが特記された。興味深いのは、彼に対する報酬、伯が彼に与えた結婚迄もが、土地を保全、拡大しようとする伯の意図の中に深く編み込まれていたことであった。このようなインフォーマルな部分での働きを除き、荘官として伯に出仕した扈従が数人しかいないことは驚きであったが、このことは実体というより、寧ろ我々の拠った史料、概念の問題であったかもしれない。BFの平時の機能は、この時代潜在的で感知できにくいものである。Maddicott が Lancaster 伯の扈従を限定して説明したのも、荘官、家職の内の誰が扈従と呼べるかを確定できなかったからである。こうした目につきにくい部分が土地法の複雑化、黒死病流行以降の荘官職の変

化によって顕在化するのではないか、実証は伴わなかったが、このような可能性を最後に指摘した。この仮説が正しいものであるか否か、それを検証していく作業が今後の課題として残されている。

註

- (1) McFarlane, *The Nobility of Later Medieval England*, p. 105, n. 1; do., *England in the Fifteenth Century*, p. xi (Introduction by G. L. Harriss).